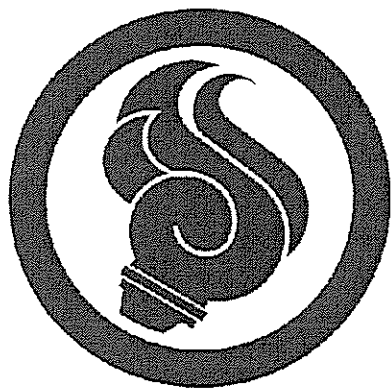


いきいき茨城ゆめ国体・
いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

第3回常任委員会



平成30年2月16日(金)

水戸プラザホテル

1階(ガーデンルーム)

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
第3回常任委員会 資料目次

1	次第	・・・	P 1
2	報告事項		
	・報告事項1 実行委員会副会長及び常任委員の変更	・・・	P 5
	・報告事項2 大会役員編成基準【国体】	・・・	P 6
	・報告事項3 特別招待者の範囲【国体】	・・・	P 7
	・報告事項4 総合開・閉会式 一般招待者について【国体】	・・・	P 8
	・報告事項5 服飾品（ベスト・帽子）の配色（基本色）について 【国体・大会】	・・・	P 9
	・報告事項6 文化プログラム実施要項【国体・大会】	・・・	P 11
	・報告事項7 総合リハーサルの実施について【国体・大会】	・・・	P 16
	・報告事項8 県記録本部設置要項【国体】	・・・	P 17
	・報告事項9 デモンストレーションスポーツ実施日一覧【国体】	・・・	P 18
	・報告事項10 競技会役員編成基準【国体】	・・・	P 19
	・報告事項11 おもてなし及びふれあい広場基本計画【国体・大会】	・・・	P 21
	・報告事項12 公式ポスターデザインについて【国体・大会】	・・・	P 23
	・報告事項13 サインデザインガイドラインについて【国体・大会】	・・・	p 24
	・報告事項14 国体輸送・交通要項（案）【国体】	・・・	P 28
	・報告事項15 障害者スポーツ大会輸送・交通要項【大会】	・・・	P 30
	・報告事項16 開・閉会式等自主警備業務実施計画【国体・大会】	・・・	P 32
	・報告事項17 開・閉会式等消防防災業務実施計画【国体・大会】	・・・	P 44
	・報告事項18 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画 【国体・大会】	・・・	P 58
	・報告事項19 開・閉会式会場管理運営要綱【国体・大会】	・・・	P 69
	・報告事項20 情報保障体制整備基本方針【大会】	・・・	P 74
	・報告事項21 資格審査実施要項【大会】	・・・	P 76
	・報告事項22 オープン競技の開催辞退について【大会】	・・・	P 77
3	審議事項		
	・第1号議案 実施要項総則（案）【国体】	・・・	P 81
	・第2号議案 式典実施計画（案）【国体・大会】	・・・	P 96
4	参考資料		
	・実行委員会会則	・・・	P 99
	・実行委員会専門委員会規程	・・・	P 104
	・実行委員会役員委員名簿	・・・	P 106
	・実行委員会組織図	・・・	P 107

※国民体育大会は【国体】，全国障害者スポーツ大会は【大会】と表記

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

第3回常任委員会 次第

日時：平成30年2月16日（金）14：30～15：20

場所：水戸プラザホテル ガーデンルーム

1 開会

- ・あいさつ

2 報告事項

- ・報告事項1 実行委員会副会長及び常任委員の変更
- ・報告事項2 大会役員編成基準【国体】
- ・報告事項3 特別招待者の範囲【国体】
- ・報告事項4 総合開・閉会式 一般招待者について【国体】
- ・報告事項5 服飾品（ベスト・帽子）の配色（基本色）について【国体・大会】
- ・報告事項6 文化プログラム実施要項【国体・大会】
- ・報告事項7 総合リハーサルの実施について【国体・大会】
- ・報告事項8 県記録本部設置要項【国体】
- ・報告事項9 デモンストレーションスポーツ実施日一覧【国体】
- ・報告事項10 競技会役員編成基準【国体】
- ・報告事項11 おもてなし及びふれあい広場基本計画【国体・大会】
- ・報告事項12 公式ポスターデザインについて【国体・大会】
- ・報告事項13 サインデザインガイドラインについて【国体・大会】
- ・報告事項14 国体輸送・交通要項（案）【国体】
- ・報告事項15 障害者スポーツ大会輸送・交通要項【大会】
- ・報告事項16 開・閉会式等自主警備業務実施計画【国体・大会】
- ・報告事項17 開・閉会式等消防防災業務実施計画【国体・大会】
- ・報告事項18 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画【国体・大会】
- ・報告事項19 開・閉会式会場管理運営要綱【国体・大会】
- ・報告事項20 情報保障体制整備基本方針【大会】
- ・報告事項21 資格審査実施要項【大会】
- ・報告事項22 オープン競技の開催辞退について【大会】

3 審議事項

- ・第1号議案 実施要項総則（案）【国体】
- ・第2号議案 式典実施計画（案）【国体・大会】

4 感謝状贈呈式

5 閉会

報 告 事 項

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会 副会長及び常任委員の変更

平成29年7月12日から平成30年2月16日までの間における副会長及び常任委員の変更については、下記のとおりである。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第12条第9項により準用する第8条第3項の規定により報告する。

○ 副会長

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県議会議長	菊池 敏行	藤島 正孝	平成29年12月21日
茨城県副知事	小野寺 俊	山口 やち丞	平成29年11月 1日
茨城県教育委員会教育長	柴原 宏一	小野寺 俊	平成29年11月 1日
茨城県市長会長	中川 清	豊田 稔	平成29年10月24日
茨城県町村会長	染谷 森雄	小谷 隆亮	平成29年11月17日

○ 常任委員

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県議会副議長	常井 洋治	森田 悦男	平成29年12月21日
茨城県議会総務企画委員会委員長	石井 邦一	鈴木 亮寛	平成29年12月21日
茨城県議会防災環境商工委員会委員長	中村 修	鈴木 定幸	平成29年12月21日
茨城県議会保健福祉委員会委員長	田口 伸一	石塚 仁太郎	平成29年12月21日
茨城県議会農林水産委員会委員長	星田 弘司	島田 幸三	平成29年12月21日
茨城県議会土木企業委員会委員長	下路 健次郎	先崎 光	平成29年12月21日
茨城県議会文教警察委員会委員長	加藤 明良	志賀 秀之	平成29年12月21日
茨城県知事公室長	石毛 光子	田村 照悟	平成29年 9月26日
茨城県保健福祉部長	木庭 愛	松岡 輝昌	平成29年 8月 1日
茨城県警察本部長	種部 滋康	世取山 茂	平成29年12月26日
茨城県教育委員会委員（教育長職務代理者）	内藤 學	柳生 修	平成29年10月15日
茨城県障害者スポーツ・文化協会会長	大井川 和彦	橋本 昌	平成29年 9月26日
公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会長	平塚 一芳	佐藤 平八郎	平成30年 1月 1日
茨城県観光物産協会会長	大井川 和彦	橋本 昌	平成29年11月 1日

第74回国民体育大会 大会役員編成基準

総務企画専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

団体名 役職名	公益財団法人 日本体育協会	文部科学省	茨城県	公益社団法人 茨城県体育協会	実施競技団体	参加都道府県	公益財団法人 日本フナド・ビング機構
名誉会長		大臣					
会長	会長						
副会長	副会長 専務理事	スポーツ庁長官	知事	理事長			
顧問	名誉会長 最高顧問 顧問 理事 監事 評議員	副大臣 大臣政務官 事務次官 文部科学審議官 官房長 スポーツ庁次長	県選出衆・参両院員 県議会議長 教育長 公安委員長 市長会会長 町村会会長 市議会議長 町村会議長 スポーツ推進審議会		会長	体育協会会長	
参与		スポーツ庁審議官 スポーツ庁 スポーツ総括官 スポーツ庁 政策課長 スポーツ庁 健康スポーツ課長 スポーツ庁参事官 (地域振興担当)	県議会議員 教育委員 副知事 公営企業管理者 病院事業管理者 警察本部長 部局長 会計管理者 実行委員会 常任委員	副会長			
委員長	国体委員長						
副委員長	事務局長	スポーツ庁 競技スポーツ課長	実行委員会 事務局 会長 (国体・障害者ス ポーツ大会局長)				
総務委員	国体委員会委員 事務局次長 スポーツ推進部長 国体課長		実行委員会 事務局 会長 (国体・障害者ス ポーツ大会局次長) 保健体育課長	専務理事			
委員	国体競技運営部会委員 事務局担当者	スポーツ庁担当官	実行委員会 事務局 課長	常務理事		スポーツ主管課長 事務局長 体育協会理事長 又は専務理事	

第74回国民体育大会 特別招待者の範囲

総務企画専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

大分類	中分類	小分類
県外	1 都道府県	知事 議会議長 教育委員長 教育長
	2 日本オリンピック委員会	顧問 会長 副会長 理事 監事
	3 次期開催県等	開催決定県実行委員会事務局長 開催決定県国体局長 開催内定県実行委員会事務局長 開催内定県国体局長 前回開催県実行委員会事務局長 前回開催県国体局長
	4 特別協力者	国体特別協力者
県内	1 報道機関	報道関係者
	2 県関係	各種行政委員会委員 県スポーツ推進審議会委員
	3 市町村関係	各市町村長 各市町村議会議長 各市町村教育委員会委員長 各市町村教育長 開・閉会式会場市議会議員 開・閉会式会場市教育委員 各会場市町村実行委員会事務局長
	4 学校関係	県保育協議会会長 県民間保育協議会会長 県国公立幼稚園・子ども園長会・同幼稚園教育研究会会長 県幼稚園・認定こども園連合会会長 県私立幼稚園・認定こども園連合会会長 県学校長会会長 県高等学校長会協会会長 県特別支援学校長会会長 県専修学校各種学校連合会会長 県私学協会会長 各大学・短期大学長 県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 県PTA連絡協議会会長 県高等学校PTA連合会会長 県特別支援学校PTA連絡協議会会長 県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会会長 県私立中学高等学校保護者会連合会会長 式典協力学校長 県高等学校文化連盟会長
	5 体育団体関係	県中学校体育連盟会長 県高等学校体育連盟会長 県特別支援学校体育連盟会長 県女子体育連盟会長 県スポーツ推進委員協議会会長 各市町村体育協会等会長 各実施競技団体会長（理事長）
	6 県政功労者	県政に功績があった者
	7 県実行委員会	実行委員会委員 各専門委員会等委員長及び委員 各部会部会長及び委員
	8 特別協力者	国体特別協力者

※ 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置された都道府県、市町村にあっては、「教育委員長」の適用はないもの

いきいき茨城ゆめ国体 総合開・閉会式 一般招待者 について

総務企画専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

区分		内 訳	
県外	国関係	日体協	国体パートナー・サプライヤー、日体協職員、その他加盟団体・国体功労者
		スポーツ庁	スポーツ庁職員 ※大会役員、特別招待者除く
	都道府県	後催県（開催決定県）	決定県（鹿児島県、三重県、栃木県） ※特別招待者、正規視察員除く
		後催県（開催内定県）	内定県（佐賀県、滋賀県） ※特別招待者、正規視察員除く
		冬季開催都道府県	冬季国体開催都道府県（北海道） ※実行委員会事務局長ほか
		都道府県体育協会	46都道府県体育協会 ※大会役員、正規視察員除く
	その他	県人会	県人会（東京「茨城県人会連合会」・大阪「関西茨城県人会」・北海道「北海道茨城県人会」 ※開閉会式
		海外県人会	海外県人会（ブラジル・アルゼンチン・ペルー・ニューヨーク・南加州州・シカゴ州・上海・香港・韓国） ※開会式のみ
		東京オリンピック・パラリンピック関係	茨城県内事前キャンプ国関係者 ※開閉会式
	県内	市町村	開・閉会式会場地
その他市町村			43市町村 ※特別招待者除く
体育団体関係		県体育協会	県体協職員
		市町村体育協会	44市町村体育協会職員
		実施競技団体	実施競技団体46団体（冬季含む）【正式37・特別1・公開5・冬季3】、デモスポ31競技
		競技力向上関係	県競技力向上対策本部委員会、同普及強化委員会
その他		震災被災者	東日本大震災被災者 ※仮設住宅等
		開閉会式会場周辺住民	笠松運動公園周辺自治会（3市村）
		高額募金者	高額募金企業・団体等
		式典出演関係	式典関係（炬火製作者・協力者、炬火走者関係（総合開会式のみ） ※出演団体代表者は特別招待者
			ダンスコンテスト入賞者、絵画コンクール入賞者
			選手家族
		国体協力者	大会協力企業 ※一般観覧者の応募状況により閉会式のみ招待
			自衛隊（7団体：茨城地方協力本部、航空（百里基地）、陸上（第1師団、勝田駐屯地、土浦駐屯地、霞ヶ浦駐屯地、古河駐屯地）
国体開催準備従事者（県OB、元国体局職員）			

服飾品（ベスト・帽子）の配色（基本色）について

総務企画専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

<服飾品の配色（基本色）について>

茨城県の配色（基本色）については、先催県と同様の配色とする。

<先催県の配色を引継ぐ理由>

国体及び障害者スポーツ大会の服飾品（ベスト・帽子）及び識別支給品（識別シール）については、変更に伴う無用な混乱を避け、色による識別効果を保ち、大会を適切かつ円滑に運営することを最優先することが重要である。

★想定される事例

- 困ったときは実施本部員に → 水色のベストの人
- 体調の悪い人 → 赤いベストの人
- 選手団サポートボランティア → ピンクのベストの人

色により、係を識別している方にとって、基本色を変更すると、無用の混乱を招くおそれがある。

<先催県の配色>

東京都以降の国体・大会は、以上の理由から、全て同じ配色となっている。

先催県の配色については、別紙のとおり。

<市町村・県警への基本色の提示について>

市町村で服飾・識別支給品を制作する際、できるだけ提示した基本色を採用するよう通知する。

また、県警にも基本色の決定を通知する。

基本色の提示後に、市町村に対して、服飾品の共同購入希望調査を行う。

<服飾品の県・市町村共同購入について>

県と希望する市町村で、服飾品（帽子・ベスト）の共同購入を行う。

※国体分のみ（障害者スポーツ大会の服飾品は、市町村分も県が調達する。）

また、可能であれば県警とも共同購入を行う。

(別紙)

服飾基本色・先催県比較

開催県	2013 東京都 (第68回)	2014 長崎県 (第69回)	2015 和歌山県 (第70回)	2016 岩手県 (第71回)	2017 愛媛県 (第72回)	2018 福井県 (第73回)	2019 茨城県 (第74回)
整備区分	ベスト・帽子 配色						
国体 実施本部員	サックスブルー	ライトブルー	サックスブルー	サックスブルー	スカイブルー (明るい青)	サックスブルー	サックスブルー
障スポ 実施本部員	サックスブルー	ライトブルー	サックスブルー	サックスブルー	スカイブルー (明るい青)	サックスブルー	
障スポ (選手団班) 実施本部員	サックスブルー × ホワイト	ホワイト × ライトブルー	ホワイト × サックスブルー	ホワイト × サックスブルー	白 × スカイブルー	ホワイト × サックスブルー	ホワイト × サックスブルー
国体 大会運営ボランティア	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ
障スポ 大会運営ボランティア	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	オレンジ	
選手団 サポートボランティア	ホワイト × ライトピンク	ホワイト × 薄ピンク	ホワイト × 薄ピンク	ホワイト × 薄ピンク	白 × ライトピンク	ホワイト × ピンク	ホワイト × ライトピンク
手話	ネイビー	ネイビー	ネイビー	ネイビー	ネイビー	-	ネイビー
筆談	-	-	-	レッド	レッド	-	レッド
要約筆記(パソコン)	レッド	レッド	レッド	レッド	レッド	-	レッド
医療・救護員	レッド × ホワイト	ホワイト × レッド	ホワイト × レッド	ホワイト × レッド	白 × レッド	-	ホワイト × レッド
大会協力者	ホワイト × オレンジ	ホワイト × オレンジ	ホワイト × オレンジ	ホワイト × オレンジ	白 × オレンジ	ホワイト × オレンジ	ホワイト × オレンジ
おもてなし広場 スタッフ	ピンク	-	ピンク	ピンク	ピンク	ピンク	ピンク
競技役員	イエロー	イエロー	イエロー	イエロー	-	イエロー	イエロー
競技補助員	グリーン	黄緑	黄緑	黄緑	ライトグリーン (明るい黄緑)	黄緑	ライトグリーン

※平成29年9月現在

※色の表記については、各県仕様書の表記に従って記載しています。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
文化プログラム実施要項

総務企画専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

「県民総参加」の旗印のもと、スポーツと併せて、多くの県民が文化・芸術活動を通じて両大会に参加することにより開催機運を盛り上げるとともに、県民一人ひとりが地域の魅力を再認識し、また、来県者とのふれあいを大切にしておもてなしをすることにより「魅力あるいばらき」を全国に発信する機会となるよう、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム（以下「文化プログラム」という。）」の実施にかかる必要な事項を定める。

2 事業の要件

文化プログラムは、次に掲げる要件を満たし、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が認めたものとする。

(1) 事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 茨城県の文化・芸術を紹介する事業

イ スポーツに関連する文化・芸術事業

ウ その他、文化プログラム事業の目的に沿うと認められる事業

(2) 一般に公開されるものであること。

(3) 原則として、茨城県内で開催されるものであること。

(4) 2019年1月1日から12月31日までの期間内に行われるものであること。

3 事業実施者

文化プログラムを実施できるもの（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公益財団法人日本体育協会、文部科学省、茨城県（県実行委員会を含む。）及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会

(2) 茨城県内の市町村

(3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

4 申込みの手続き等

(1) 申込み事業実施者は、文化プログラムを実施しようとするときは、事業の実施時期に応じて2018年9月10日（月）までに「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム申込書」（様式第1号）を県実行委員会に提出するものとする。

(2) 審査等

県実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本体育協会国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）に、文化プログラムとして申請する。

(3) 承認及び通知

県実行委員会は、国体委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラム事業として、事業実施者に通知する。

(4) 事業の変更

事業実施者は、承認された文化プログラムの一部を変更しようとするときは、あらかじめ「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム変更報告書」(様式第2号)を県実行委員会に提出するものとする。なお、県実行委員会は変更報告書を承認したときは、その旨事業実施者に通知する。

(5) 実績報告

事業実施者は、文化プログラムを実施したときは、遅滞なく「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム実績報告書」(様式第3号)を県実行委員会に提出するものとする。

5 名称等の表示

(1) 開催時

事業実施者は、文化プログラムを実施するときは、名称(「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム」)及び県実行委員会が別途提供するロゴマークのいずれか一方又は両方を表示するものとする。

(2) 広報宣伝時

事業実施者は、文化プログラムの広報宣伝を行うときは、前号の名称又はロゴマークを広報印刷物、ウェブサイト、看板等に表示することができる。

6 その他

文化プログラムの実施に必要な経費は、事業実施者の負担とする。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム申込書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
 会長 大井川 和彦 様

(申込者) 住所

団体名

代表者名

印

次の事業を、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラムとして申し込みます。

事業名				
事業内容 ※注1				
実施日 (期間)		2019年 月 日 () ~ 2019年 月 日 ()		
会場	名称			
	住所			
	開催時間			
出演者 (展示品等)				
共催・後援者名				
入場料	一般	無料		
		有料	【 大人 円 ・ 子ども 円 ・ その他 円 】	
	大会関係者 ※注2	無料		
		有料	【 大人 円 ・ 子ども 円 ・ その他 円 】	
連絡先	担当者名			
	住所			
	TEL		FAX	
	ホームページ			
	電子メール			
写真のデータ ※注3		メールに添付 ・ 後日郵送		

※注1 事業内容欄は、事業の内容を簡潔に記載してください。また、実施計画書やパンフレットなど、参考になる資料を添付してください。

※注2 大会関係者とは「参加章」、「IDカード」、「大会パンフレット」等を提示した者をいいます。大会関係者の入場料については、可能な範囲で免除や減額をお願いします。

※注3 写真データ (事業実施風景等) を添付してください。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム変更報告書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
会長 大井川 和彦 様

(申込者) 住所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で承認された事業について、下記のとおり内容を変更しますので報告します。

変更事項	変更内容

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム実績報告書

年 月 日

※注1

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
 会長 大井川 和彦 様

(申込者) 住所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で承認された いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラムについて、事業が終了したので、下記のとおり報告します。

事業名	
実施日(期間)	2019年 月 日() ~ 2019年 月 日()
総入場者数	人(うち大会関係者 ※注2 人)
その他特記事項 ※注3	

※注1 実績報告書は、事業終了後1ヶ月以内に提出してください。

※注2 大会関係者とは「参加章」、「IDカード」、「大会パンフレット」等を提示した者をいいます。
 大会関係者と大会関係者以外との区別が困難な場合には、「うち大会関係者」欄には斜線を引いてください。

※注3 その他特記事項欄には、文化プログラムを実施した感想やご意見など、自由に記載してください。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
総合リハーサルの実施について

総務企画専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

両大会開閉会式のスケジュールどおりに、総合リハーサル時間を設定して実施し、本番の円滑な運営に万全を期す。

2 会場

笠松運動公園ほか

3 参加者

約6～7千人

式典出演者、実施本部員、ボランティアの一部、業務員（委託業者）の一部等（大会役員、招待者、一般観覧者を除く）

4 内容

(1) 式典

タイムテーブルどおりに演技出演者や選手団入退場の練習を行い、併せて実施本部員は各班の業務を確認する。

(2) 実施本部

- ・無線機により各班の業務状況を確認する。
- ・特別接伴班は式典スケジュールと合わせ、皇室や特別接伴対象者を出迎え・案内誘導・見送りまで一連の動線を確認する。
- ・各班は現地研修等を行う。※国体と障スポの業務が同じ班は1日のみでも可。
- ・その他

5 日程(案)

2019年9月21日(土)	国体総合リハーサル	
2019年9月22日(日)	大会総合リハーサル	
2019年9月23日(月・祝)	—	※予備日なし

※ 両大会開会式のそれぞれ1週間前(土曜日)の実施が望ましいが、国体総合閉会式(10/8)から障スポ開会式(10/12)まで、期間が中3日間しかなく、障スポ総合リハーサルは国体会期前に実施する。

※ 予備日を設定した場合、1日分の計画バスや弁当等の手配が無駄になるため、先催県同様、予備日は設定しない。雨天決行。荒天中止とする。

※ 本番では雨天でも実施するため、雨天決行。(雨天の場合のリハーサル)



第74回国民体育大会 県記録本部設置要項

競技運営専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）における競技記録、競技運営に関する情報（以下「競技記録等」という。）の収集及び速報並びに都道府県総合成績の算出業務を円滑に推進するため、国民体育大会開催基準要項第37項及び第74回国民体育大会記録業務基本計画第2項(3)に基づき、いきいき茨城ゆめ国体県記録本部（以下「県記録本部」という。）を設置する。

1 設置場所

茨城県庁 11階 共用会議室

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

2 設置期間

(1) 会期前実施競技

2019年9月6日(金)から9月16日(月)まで

(2) 本大会

2019年9月27日(金)から10月8日(火)まで

3 組織

(1) 県記録本部に、本部長及び副本部長を置く。

(2) 県記録本部に、競技情報係、記録係及び総合成績係を置く。

4 職務

(1) 本部長は、県記録本部の業務を統括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 競技情報係は、競技記録等に関する問い合わせへの対応を行う。

(4) 記録係は、競技記録等の集約を行うとともに、プレスセンターへの情報提供を行う。

(5) 総合成績係は、都道府県総合成績の算出等を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第74回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施日一覧

競技運営専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

[31競技23市町村]

№	競技名	会場地	競技会場	実施日	予備日 (雨天時対応等)	備考
1	アームレスリング	つくばみらい市	きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館	5月19日(日)		
2	Eボート	下妻市	鬼怒川大形橋上流左岸	5月19日(日)	5月26日(日) (小雨決行)	
3	ベタンク	かすみがうら市	わかぐり運動公園多目的グラウンド	5月25日(土)	5月26日(日) (雨天延期)	
4	ドッジボール	水戸市	東町運動公園新体育館	6月23日(日)		
5	いきいきトランポリン	稲敷市	江戸崎総合運動公園体育館	6月30日(日)		
6	3B体操	那珂市	那珂総合公園アリーナ	6月30日(日)		
7	リレーカーニバル	石岡市	石岡運動公園	7月7日(日)	(雨天決行)	
8	合気道	笠間市	合気道特設会場	8月25日(日)	(雨天決行)	※会場変更
9	ビーチハンドボール	行方市	水郷筑波国定公園天王崎公園砂浜特設コート	8月25日(日)	(雨天決行)	
10	バンボン	日立市	日立市池の川さくらアリーナ	8月31日(土)		
11	ふれあい グラウンド・ゴルフ	かすみがうら市	あじさい館コミュニティ広場	8月31日(土)	(雨天決行)	※1会場減
12	少年軟式野球	境町	境町さしま環境センター野球場	9月1日(日)	9月7日(土)	※名称変更
13	パークゴルフ	結城市	紬の里結城パークゴルフ場	9月1日(日)	9月8日(日) (雨天決行/雨天延期)	
14	ユニカール	城里町	城里町常北公民館体育室	9月1日(日)		
15	ウォーキング	利根町	とねヘルスロードコース	9月7日(土)	(雨天決行)	会期前開催中 [9/7(土)~9/16(月)]
16	ハンングライダー・ パラグライダー	石岡市	ハンングライダー・パラグライダースクールnasa エアパークCOOパラグライダースクール	9月7日(土)	9月8日(日)	
17	少林寺拳法	古河市	古河市中心運動公園総合体育館	9月8日(日)		
18	ソフトバレーボール	河内町	河内町農業者トレーニングセンター	9月8日(日)		
19	スポーツ吹矢	石岡市	石岡運動公園体育館	9月13日(金)		
20	少年少女サッカー	小美玉市	玉里運動公園, 希望ヶ丘公園	9月15日(日)	9月16日(月) (小雨決行)	
21	ターゲットバードゴルフ	つくばみらい市	つくばみらい市総合運動公園多目的広場	9月15日(日)	(雨天決行)	
22	トレイルラン	石岡市	朝日里山学校周辺山岳コース	9月15日(日)	(雨天決行)	
23	ビーチボールバレー	八千代町	八千代町総合体育館	9月15日(日)		
24	ウォーキング	五霞町	歴史探訪コース	9月21日(土)	(雨天決行)	※名称変更
25	レク・クローケー	大洗町	大洗町総合運動公園陸上競技場	9月21日(土)	9月22日(日) (小雨決行)	
26	ダンススポーツ	取手市	取手グリーンスポーツセンター第1体育室	9月22日(日)		
27	エアロビック	取手市	取手グリーンスポーツセンター第1体育室	9月23日(月・祝)		
28	ダンス&パフォーマンス	つくば市	ノバホール	9月23日(月・祝)		
29	オリエンテーリング	石岡市	八郷総合運動公園	9月29日(日)	(雨天決行) (荒天中止)	国体本会期中 [9/28(土)~10/8(火)]
30	ディスクゴルフ	美浦村	美浦村光と風の丘公園	9月29日(日)	(雨天決行)	※名称変更
31	バウンドテニス	つくばみらい市	つくばみらい市総合運動公園体育館	10月5日(土)		
32	スポーツ鬼ごっこ	つくば市	つくばカピオ	10月6日(日)		※名称変更

第74回国民体育大会 競技会役員編成基準

競技運営専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

第74回国民体育大会 競技会役員編成基準

(1) 正式競技・特別競技

団体名 役職名	会場地 市町村	全国を統轄す る競技団体	茨城県 競技団体	会場地市町村 体育協会	会場地市町村 競技団体	各 都道府県 競技団体	(公財)日本 アンチ・ドー ピング機構
名誉会長	市町村長						
会長		会長					
副会長	実行委員会 事務局 会長	副会長	会長	会長			
顧問	議会議長 教育長※	顧問				会長	
参与	議会議員 教育委員 市町村長 係部部長 計管理 者 実行委員 会常任委員	役員の中で 特に必要と 認められた 者	副会長 顧問 長参与	副会長 顧問	顧問 参与		
委員長		理事長又は これに準ずる 者					
副委員長	実行委員会 事務局 次長		理事長又は これに準ずる 者		会長		
委員	実行委員会 事務局各部長 ・各副部長	理事	理事	常務理事又は これに準ずる 者	副会長		事務局担当者

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(2) デモンストラーションスポーツ

団体名 役職名	会場地市町村	茨城県競技団体	会場地市町村 体育協会	会場地市町村 競技団体
名誉会長	市 町 村 長			
会 長		会 長		
副 会 長	実行委員会事務局長	副 会 長	会 長	
顧 問	議 会 議 長 教 育 長 ※	顧 問		
参 与	議 会 議 員 教 育 市 町 村 副 関 係 部 長 会 計 管 理 者 実行委員会常任委員	役 員 の 中 々 特 認 に 必 要 認 め た 者	副 会 長 会 長 問	会 顧 参 長 問 与
委 員 長		理 事 長 又はこれに準ずる者		
副委員長	実行委員会事務局次長	副 理 事 長 又はこれに準ずる者		副 会 長
委 員	実行委員会事務局 各部長・各副部長	理 事	常 務 理 事 又はこれに準ずる者	

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
おもてなし及びふれあい広場基本計画

広報・県民運動専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 設置目的

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会において、全国から来県される選手団や役員、招待者、観覧者等をおもてなしの心で歓迎し、本県県民とのふれあいの場とする。また、障害者に対する理解を深めるとともに、会場地市町村の魅力、郷土茨城を全国に発信する場となるよう、両大会の開・閉会式会場やいきいき茨城ゆめ大会の各競技会場に設置する。

2 設置主体

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

3 設置期間

いきいき茨城ゆめ国体：2019年9月28日(土)、10月4日(金)～10月8日(火)

いきいき茨城ゆめ大会：2019年10月12日(土)～10月14日(月)

4 愛称

ラッキー広場

※国体・障害者スポーツ大会のマスコットキャラクターである「いばラッキー」に関連して「ラッキー」を広場の名称とし、認知度向上を図りながら、親しみやすい広場として運営を行う。

5 設置場所

7市1.2会場

区分	式典・競技名(障害区分)	会場	所在地
国体	開・閉会式, 陸上競技	笠松運動公園	ひたちなか市
	開・閉会式, 陸上競技(身・知) 水泳(身・知)	笠松運動公園	
障害者 スポーツ 大会	アーチェリー(身)	荖崎運動公園多目的広場	つくば市
	卓球(身・知・精) 【サウンドテーブルテニス(身)を含む】	日立市池の川さくらアリーナ	日立市
	フライングディスク(身・知)	ケーズデンキスタジアム水戸	水戸市
	ボウリング(知)	フジ取手ボウル	取手市
	バスケットボール(知)	東町運動公園新体育館	水戸市
	車椅子バスケットボール(身)	つくばカピオ	つくば市
	ソフトボール(知) フットベースボール(知)	山吹運動公園	常陸太田市
	グラウンドソフトボール(身)	里美運動公園多目的スポーツ広場	常陸太田市
	バレーボール(身) サッカー(知)	ひたちなか市総合運動公園	ひたちなか市
	バレーボール(知)	かなくぼ総合体育館	結城市
	バレーボール(精)	松戸体育館	ひたちなか市

6 (1) 笠松運動公園の区分 (予定)

主なエリア	内 容
関係機関・協賛企業等出展	日体協, 日障協, 協賛企業, 特別協賛企業の出展, 県・市町村のPRブース等
出店企業・団体	民間企業・団体等がスポーツ用品や土産等を販売, 最先端企業技術の展示
特産品販売	郷土料理などの飲食物や物産等を販売
融合・交流	授産施設等の製品を展示・販売, 障害者スポーツ体験コーナーを実施, 特別支援学校生徒による発表・展示等
大型休憩所	休憩スペース, 企画展示, ふるまい等を実施
ステージ企画	両大会参加選手による企画, 郷土芸能, 県民参加企画, 県関係著名人による企画等, 日体協主催企画

(2) 笠松運動公園以外の競技会場

内 容
・郷土料理などの飲食物や物産等を販売, ふるまい等を実施

7 来場予定者数 ※ () は先催4県の平均値

(1) いきいき茨城ゆめ国体 (開・閉会式の参加見込み数) (単位:人)

	開会式	閉会式	合計
広場入場者想定数	28,000 (25,776)	15,000 (13,863)	43,000 (39,639)

(2) いきいき茨城ゆめ大会 (メイン会場3日間)

	1日目 (開会式)	2日目 (競技)	3日目 (閉会式)	合計
広場入場者想定数	20,000 (19,852)	10,000 (9,288)	17,000 (16,581)	47,000 (45,721)

8 その他

ラッキー広場の運営については, バリアフリーなど人に優しく環境に最大限配慮した運営方法を検討する。

9 今後の日程

時 期	内 容
2018年1月	ラッキー広場基本計画 (案) 審議, 決定
4月~	広場レイアウト, 売店等設置運営要項, 出店料, ステージイベント等を検討
9月~	出展店意向調査 (関係機関, 協賛企業等)
2019年2月	売店等設置運営要項 (案) 審議, 決定 ラッキー広場実施計画 (案) 審議, 決定
4月	出店意向調査 (県内関係機関等)
7月	出店意向とりまとめ
8月	出店者説明会
9月~	広場設置, 運営

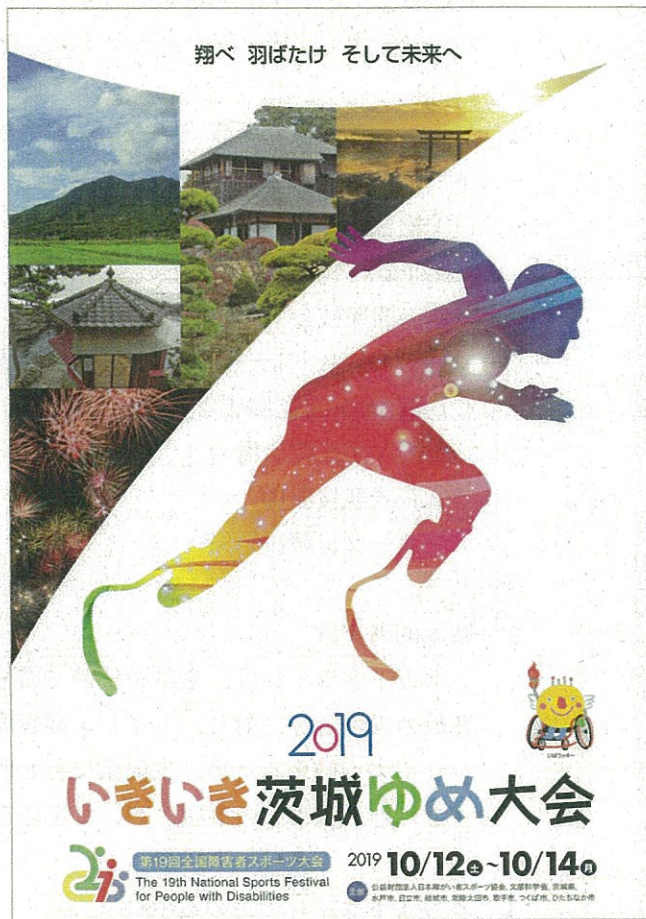
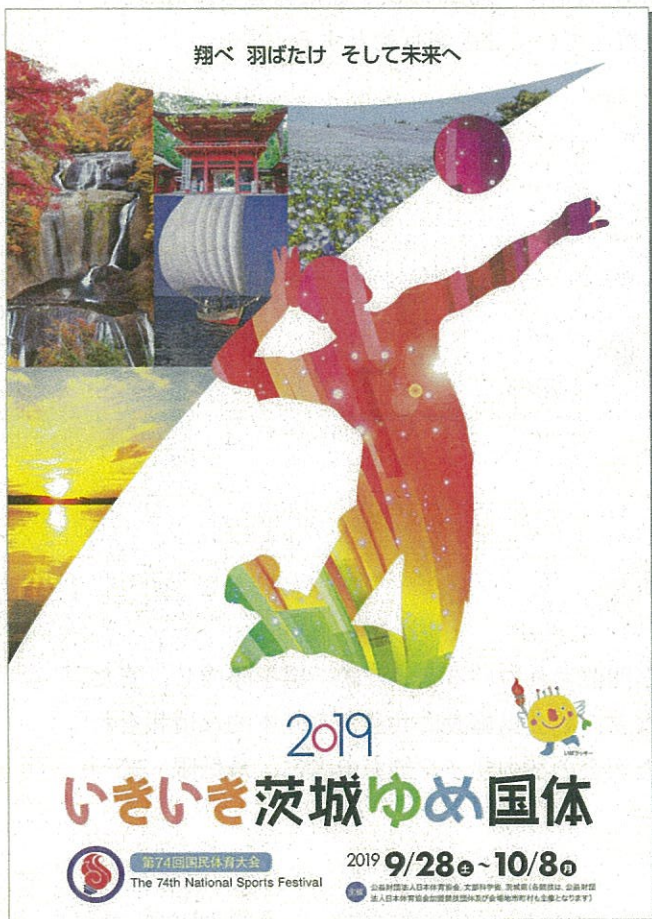
公式ポスターデザインについて

広報・県民運動専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

【 デザイン 】

第74回国民体育大会
(いきいき茨城ゆめ国体)

第19回全国障害者スポーツ大会
(いきいき茨城ゆめ大会)



【 趣旨 】

メインのビジュアルには、「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」のローガンのように、まるで空中を羽ばたいているかのようなバレーボール選手、あるいは、大地を翔ぶように走る陸上選手のシルエットを、躍動感のある色彩でデザインしています。また、背景には、茨城県を代表する観光地の写真を配置して、本県の魅力を全国にアピールしています。

【 選定経過 】

一般公募(平成29年7月~10月)で県内外から応募のあった36作品の中から、広報・県民運動専門委員会(デザイン部会)における審議により最優秀賞に選定されたデザイン案を採用しました。

サインデザイン ガイドラインについて

施設整備専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

本ガイドラインは、第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会競技会場等におけるサインデザインの基本的考え方を定め、全国から訪れる様々な来場者等に対して、「わかりやすく、統一感のあるサイン」を設置していくことを目的とする。

2 対象となる競技会場等

(1) 第74回国民体育大会

- ①総合開・閉会式会場
- ②正式・特別競技会場
- ③公開競技会場
- ④デモンストレーションスポーツ競技会場

(2) 第19回全国障害者スポーツ大会

- ①開・閉会式会場
- ②正式競技会場
- ③オープン競技会場

3 基本的考え方

本ガイドラインは、全県を挙げて競技が開催されているという統一感を醸成し、また多数の来場者等に対し、トイレ・観覧席など、各会場施設に共通する基本的な情報をわかりやすく伝えるため、先催県で行われた大会の案内サイン等を参考に、最低限、統一することが望ましい事項について定める。

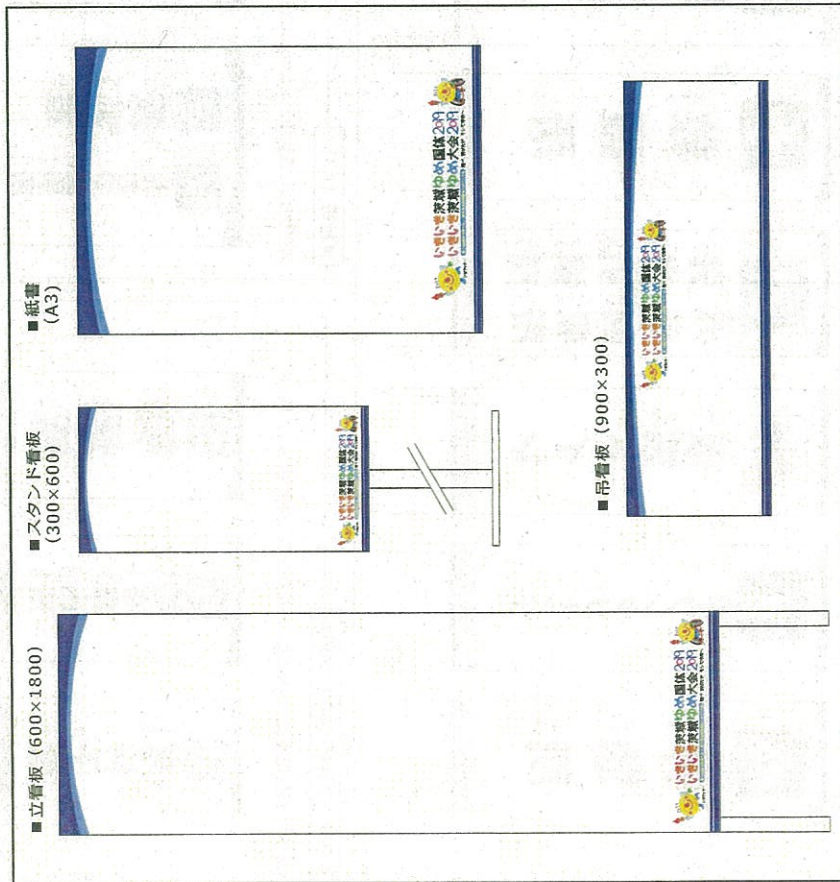
4 本ガイドラインで定める項目

- (1) デザインのテンプレート（デザインエレメント）
- (2) ロゴマーク
- (3) 文字（フォント・大きさ・色・縦横比・ルビ）
- (4) ピクトグラム

5 その他考慮する項目

- (1) 看板の大きさについては特に定めないが、添付例と可能な限り同一の規格とすることが望ましい。
- (2) 文字の大きさについては、可能な限り添付例と同一の規格とすることが望ましいが、想定する視認距離から十分に視認できる大きさを確保するため、文字数が多い場合は二段書きにすることも考慮することが望ましい。

デザインエレメント



フォント

標準のフォントサイズ (縦横比率 100%)	長体
長体 < 参考例 > (水平比率 80%)	長体
標準のフォントサイズ (縦横比率 100%)	平体
平体 < 参考例 > (垂直比率 80%)	平体

文字の色

文字は白地にスミ(黒)文字を用いる
※注意事項のみ赤色使用可

ルビの活用

ルビ(ふりがな)を用いる
・縦書きの際は文字の右側
・横下記の際は文字の上側

デザインエレメントの色指定

国体・大会併記ロゴ(ヨコ組)



DIC641S	C100% M89% Y 17% K0%
DIC2589S	C70% M20% Y0% K0%

(推奨)

「HGP 創英角ゴシック UB」
※同等の太ゴシック体
※**長体・平体 90%以下不可**
長体：文字の横幅を狭くしたものの
平体：文字の高さを低くしたものの
※別紙「展開イメージ」参照

(参考)

スミ(黒)
C 0% M 0%
Y 0% K 100%
※別紙「展開イメージ」参照

(参考)

総合案内所
休憩所
※別紙「展開イメージ」参照

文字の大きさ

文字はよみやすい十分な大きさを確保する

ピクトグラムの活用

JIS規格もしくは同等のピクトグラム

※別紙「展開イメージ」参照

※別紙「ピクトグラム一覧(例)」参照

■バラバット看板 (5400×900)

文字サイズ(推奨値) 46cm以上、ルビサイズ(推奨値) 1.0cm以上

< 参考サイズ >

■立看板 (600×1800)

文字サイズ(推奨値) 12cm以上、ルビサイズ(推奨値) 5cm以上

< 参考サイズ >

■スタンド看板 (300×600)

文字サイズ(推奨値) 6cm以上、ルビサイズ(推奨値) 2.5cm以上

< 参考サイズ >

■紙書 (A3)

文字サイズ(推奨値) 3.5cm以上、ルビサイズ(推奨値) 1.5cm以上

■吊看板 (900×300)

文字サイズ(推奨値) 8cm以上
ルビサイズ(推奨値) 2.5cm以上

< 参考サイズ >

展開イメージ

	総合案内所		男子トイレ		情報保障席 (ヒアリンググループ) ※補聴補助システム有		ベビーケアルーム		FMラジオ貸出所		刃物類 持込禁止
	駐車場		女子トイレ		情報保障席		コンディショニング ルーム		障害者用設備		禁煙
	毛布貸出所		トイレ		要約筆記		授乳室		水飲み場		駐車禁止
	お弁当引換所		多目的トイレ		手話		盲導犬トイレ		記録掲示板		旅行鞆等 スタンド通行に支障 を及ぼすもの 持込禁止
	ドリンク サービス		車椅子貸出所		オストメイト 対応トイレ		くず入れ (ゴミ捨場)		記録速報配布所		動物類 持込禁止
	休憩所		車椅子修理所		救護所		飲料水		一般指示		酒類持込禁止
	喫煙所		障害者用駐車場		シャトルバス のりば		忘れ物取扱所		迷子		危険物 持込禁止
	売店		スロープ (段差無し)		TAXI タクシー のりば		郵便		エレベーター		
	飲食		車椅子観覧席		駐輪場		コインロッカー		階段		
	手荷物検査		一般観覧席		公共電話		無線LAN				

第74回国民体育大会 輸送・交通要項（案）

輸送・宿泊専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会(以下「県委員会」という。)及び競技会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

なお、輸送方法の設定にあたっては、交通事情等を考慮し、公共交通機関を効率的に活用するものとする。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努めるものとする。

イ 総合開・閉会式輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、県委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

ただし、公共交通機関の利便性が高い地域からの大会役員等の移動に関しては、効率的にこれを活用するものとする。

ウ 競技会場地輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

エ 各種会議の輸送

大会参加者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとし、県委員会及び会場地委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努めるものとする。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じるものとする。

4 駐車場対策

(1) 総合開・閉会式駐車場

総合開・閉会式会場駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、県委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

(2) 各競技会場等駐車場

各競技会場等駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式会場

県委員会は、総合開・閉会式会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

(2) 各競技会場・練習会場

会場地委員会は、各競技会場及び練習会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内等を各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所、会場地委員会が設置する案内所において行うものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

第19回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通要項

輸送・交通専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この要項は、第19回全国障害者スポーツ大会の実施競技（オープン競技を除く。）に参加する都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）並びに関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

3 輸送方法

(1) 全国輸送

大会参加者の来県及び離県は、自由集合・自由解散とする。

ただし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

(2) 県内輸送

県委員会は、県内における大会参加者及び一般観覧者の輸送を以下のとおり行う。

ア 都道府県・指定都市選手団

(ア) 来県・離県時は、県委員会があらかじめ指定した乗降駅等と宿舍間の計画輸送を行う。

(イ) 開・閉会式時は、大会日程に応じて、宿舍、開・閉会式会場及び競技会場間の計画輸送を行う。

(ウ) 競技及び公式練習時は、宿舍と競技会場間の計画輸送を行う。

イ 大会役員及び競技役員等

公共交通機関の利用等を原則とするが、必要に応じて計画輸送を行う。

ウ 一般観覧者

公共交通機関の利用等を原則とし、必要に応じてシャトルバス等による輸送を行う。

(3) その他

県委員会は、関係機関等の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両を確保する。

なお、鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

4 駐車場対策

(1) 開・閉会式会場及び競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

(2) 開・閉会式会場及び競技会場における駐車場は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、開・閉会式会場において、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。

(3) 各競技会場における駐車場は、県委員会又は会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

5 交通安全対策

開・閉会式及び各競技会に係る交通対策は、大会参加者及び一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を確保するため、関係機関等の協力を得て、必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議及び広告媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所等において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会が別に定める。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式等自主警備業務実施計画

警備・消防専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第74回国民体育大会警備・消防防災基本計画及び第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、いきいき茨城ゆめ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制及び自主警備活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の收拾を図り、選手・監督・両大会役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(実施機関)

第2条 県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織及び委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

(自主警備業務)

第3条 この計画における自主警備業務は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める会場管理運営要綱及び開会式・閉会式一般観覧者入場券申込約款並びに施設管理者が規定する規則に基づく会場管理
- (2) 入退場者管理（入場者数管理、金属探知機検査、手荷物検査、持込禁止物一時預かり等）
- (3) 巡視活動による不審者及び不審物件の発見と適切な初期対応

- (4) 開・閉会式等の円滑な運営を妨害する者及び行為に対する的確な対応
- (5) 交通誘導，車両対策，案内等の通行管理
- (6) 開・閉会式等の円滑な運営を行うための各種情報収集及び伝達
- (7) 会場への不法侵入防止，施錠管理等の管理保全
- (8) 通信体制の確立と通信手段の確保
- (9) 雑踏警備
- (10) 事前警戒・警備
- (11) 迷子・遺失物等の対応
- (12) その他必要な自主警備業務

第2章 開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第4条 実施期日及び実施場所は，次のとおりとする。

区 分	実施期日	開催場所
いきいき茨城ゆめ国体 総合開・閉会式リハーサル	2019年9月21日(土)	【笠松運動公園】 ・ 笠松運動公園敷地内及び 周辺
いきいき茨城ゆめ国体 総合開会式	2019年9月28日(土)	
いきいき茨城ゆめ国体 総合閉会式	2019年10月8日(火)	【荒天時】 ・ 未定
いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式リハーサル	2019年9月22日(日)	
いきいき茨城ゆめ大会 開 会 式	2019年10月12日(土)	
いきいき茨城ゆめ大会 閉 会 式	2019年10月14日(月)	
事前警戒・警備	2019年9月中旬(予定) ～ 9月27日(金) 2019年10月8日(火) ～ 10月11日(金)	

(組織及び任務)

第5条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編制表（別表）のとおり編制し、本部員及び警戒員に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第7条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関及び実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 事前警戒・警備

仮設物の転倒、損壊等の点検・警戒、不審者の会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のための警戒・警備

(2) 交通誘導整理

ア 両大会関係車両に対する指定駐車場までの案内・誘導

イ 駐車許可証不携帯車両に対する事実確認及び再発行

ウ 両大会車両専用駐車場への一般車両の進入防止及び通行規制場所における迂回路の指示

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる駐車車両発見時における運転手に対する移動要請並びに要請に応じない場合及び運転手不在の場合の警察官への車両排除要請

オ 会場直近の交差点等における歩行者の安全確保を目的とした交通誘導整理

(3) 会場内外通行管理

ア 来場者種別に応じた動線案内・通行誘導

イ 両大会参加者以外の一般通行者に対する立入制限の告知及び迂回路の教示

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両、人員の確認及び歩行者との接触事故を防止するための通路の確保

エ IDカード、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）のレベルに応じた通行適否の確認及び式典会場内の配席区分に応じた入場者の整理

(4) 雑踏警備

ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、各入場口等、人の滞留・混雑が予想される場所における警戒、広報、誘導

- イ 階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所における警戒及び資器材を活用した注意喚起
 - ウ 各入場口、手荷物検査所等、群衆密度が高くなる場所における警戒及び所要時間の告知による焦燥感の軽減
 - エ 駆け足、転倒、通路上での立ち止まり等、危険要因排除のための案内、広報及び誘導
 - オ 式典終了後における駆け足や押し合い等による転倒等の事故防止のための危険場所における警戒及び動線別の案内、誘導
 - カ 来場者が過密となり事故等の発生のおそれがある場合に来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置による来場者の圧力緩和
- (5) 会場入退場者管理
- ア IDカード等確認場所におけるIDカード等の所持の確認と不所持者の排除
 - イ 手荷物検査所における入場整理、広報及び妨害行為企図者等に対する警戒並びに持込禁止物の発見
 - ウ 途中退場者に対する手荷物再検査の告知及び再入場時における再検査の徹底
 - エ 会場内及び各入場口におけるIDカード等の確認と不正入場者の発見、排除
 - オ 入退場者数の時間毎の確認と会場内来会者数の管理
- (6) 不審者、不審物件等に対する警戒
- ア 巡視活動等による不審者、不審物件に対する警戒及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
 - イ 妨害行為企図者等に関する情報収集及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
- (7) その他
- その他必要な自主警備業務

(事件・事故発生時における活動)

第8条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡

- ア 事案等の発生を認知又は発見した警戒員は、事実確認に努めるとともに、警備消防防災本部へ概要を通報する。
- イ 通報を受けた警備消防防災本部は、当該事案等の事実確認、状況把握に努めるとと

もに、自主警備関係機関に通報、連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備消防防災本部における措置

- (ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員及び警戒員に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。
- (イ) 事案等の状況により、本部員及び警戒員に、自主警備関係機関が行う活動への支援や周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧と収拾に協力する。
- (ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大の見通しや社会的反響等を総合的に判断し、実施本部及び自主警備関係機関との連絡を図り、事案等の早期鎮圧と収拾に必要な措置を講じる。

イ 現場における措置

- (ア) 両大会参加者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。
- (イ) 可能な限り事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。
- (ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。
- (エ) 本部員及び警戒員は、事案等発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められる場合は警備消防防災本部への連絡を行う。
- (オ) 現場に通じる緊急車両通行路の確保に努め、現場への誘導を行う。
- (カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(爆破等予告に対する対応)

第9条 警備消防防災本部は、爆破等の予告及び情報を入手した場合は、自主警備関係機関に速報するとともに、協力して不審者及び不審物件の発見に努める。この際、両大会参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第10条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第11条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について、開・閉会式等自主警備業務記録(様式第1号)、事件・事故等発生状況報告書(様式第2号)及び通信記録(様式第3号)により記録する。

(通信連絡)

第12条 警備消防防災本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

(地形、地物等の把握)

第13条 警備消防防災本部は、効果的な警戒・警備活動及び迅速な現場急行が出来るよう、実地踏査により、会場内外の通路、既存施設、構造、非常口及び避難場所等の把握に努めるとともに、通常時における仮設物の設置状況等の実態把握にも努める。

第3章 いきいき茨城ゆめ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第14条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
競技会場 (練習会場含む)	2019年10月12日(土) ～ 10月14日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【ひたちなか市】 ○ 笠松運動公園陸上競技場 [陸上競技(身・知)] ○ 笠松運動公園屋内水泳プール [水泳(身・知)] ○ ひたちなか市総合運動公園総合体育館 [バレーボール(身)] ○ 松戸体育館 [バレーボール(精)] ○ ひたちなか市総合運動公園陸上競技場及びスポーツ広場 [サッカー(知)] 【常陸太田市】 ○ 山吹運動公園野球場 [ソフトボール(知)] ○ 山吹運動公園運動広場 [フットベースボール(知)] ○ 里美運動公園多目的スポーツ広場 [グランドソフトボール(身)]

		<p>【水戸市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケーズデンキスタジアム水戸 [フライングディスク(身・知)] ○ 東町運動公園新体育館 [バスケットボール(知)] <p>【つくば市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荃崎運動公園多目的広場 [アーチェリー(身)] ○ つくばカピオ [車椅子バスケットボール(身)] <p>【日立市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日立市池の川さくらアリーナ [卓球(身・知・精) (サウンドテーブルテニス(身)を含む)] <p>【取手市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フジ取手ボウル [ボウリング(知)] <p>【結城市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かなくぼ総合体育館 [バレーボール(知)] <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場 所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認め る場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設 並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	--

(活動内容)

第15条 自主警備体制及び活動内容は、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市と連携しながら整備する。

第4章 教育・訓練

(教育・訓練の実施)

第16条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、両大会開催前の適切な時期に、業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

(教育・訓練内容)

第17条 自主警備に関する教育・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 両大会における自主警備に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導，避難経路に関すること。
- (4) その他両大会の自主警備に係る必要な事項に関すること。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この計画に定めるもののほか，必要な事項については，実施本部長が別に定める。

警 備 消 防 防 災 本 部 編 制 表

編 制		任 務 区 分	
警 備 消 防 防 災 本 部	本部長 (入場整理部長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開・閉会式等自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との調整 	
	班長 (入場整理班長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備関係機関(※1)との調整 ○ 非常時対策本部(※2)の指揮、運用 	
	実施 本部 員	総括担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施本部各班との連絡調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整
		警備担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託警備会社への指示と活動状況の把握 ○ 会場周辺における交通及び輸送状況の把握
		消防担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入退場及び会場定員管理 ○ 入場口等の混雑状況の把握
		入場口担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、火災・災害情報等の収集活動と実施本部各班への伝達 ○ 大規模災害等発生時の対応業務と実施本部各班との連絡調整 ○ 通信業務(通信機器の保全・運用及び記録) ○ その他必要な関係業務
警 備 員 ・ ボ ラ ン テ ィ ア	警備係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種事件事故及び火災等発生時の初期対応と現場活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案等の早期鎮圧活動、初期消火活動 ・ 被害の拡大防止及び二次被害の防止 ・ 負傷者等の救護活動と事案等関係者の確保 ・ 自主警備・消防防災関係機関が行う現場活動への支援・協力及び現場周辺の雑踏警備 ○ 火災等の警戒及び消火用設備の点検・確認 ○ 避難路の確保及び避難誘導 ○ 救急・救助、救護活動 	
	入場口係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施本部各班、各施設における自衛消防組織等との連携 ○ 関係者以外の立入禁止区域への侵入防止 ○ 不審者及び不審物件の発見と適切な対応 ○ IDカード及び入場券(以下「IDカード等」という。)確認場所におけるIDカード等の確認並びにIDカード等不所持者の排除 ○ 金属探知機検査、手荷物検査場所における持込禁止物の発見 ○ 混雑が予想される場所における事故防止のための雑踏警備 ○ 会場周辺及び会場内における交通誘導整理 ○ その他必要な関係業務 	

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織(施設管理者)、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 非常時対策本部とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

総合開・閉会式等自主警備業務記録

行事名	事前警備・開・閉会式総合リハーサル 国民体育大会（開会式・閉会式） 全国障害者スポーツ大会（開会式・閉会式）		
実施日時	年	月	日（ ） 午 時 分 ~ 午 時 分
記録者	班:		
発生内容	1	発生日時	午前・午後 時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者: 警備区:)
	2	発生日時	午前・午後 時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者: 警備区:)
	3	発生日時	午前・午後 時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者: 警備区:)
備考			

事件・事故等発生状況報告書

事案種別	雑踏事故 妨害事案 暴力事案 盗犯事案 その他()
認知日時	年 月 日 () 午 時 分
認知方法等	[通報者] 実施本部員・ボランティア・大会参加者・警備員・自主警備関係機関() [認知状況] 現認・その他(口頭・有線・携帯・無線)
発生日時	年 月 日 () 午 時 分
発生場所	
事 案 等 の 概 要	
関係者人定事項 (甲)	住所 職業 氏名 年齢: 歳 (男・女) 電話番号
関係者人定事項 (乙)	住所 職業 氏名 年齢: 歳 (男・女) 電話番号
事案等概要	
被害金品等	
措 置	
	現場臨場者 役職・氏名
通報者人定事項	住所 職業 氏名 年齢: 歳 (男・女) 電話番号
備 考	
報告年月日	年 月 日
報告者	警備消防防災本部 係 氏 名

※1 事案等関係者が3名以上いるなど記入欄が不足する場合は、備考欄又は別紙(様式自由)に記載して報告すること。

※2 記載に当たっては、事案の推移、措置等の時系列を明らかにして報告すること。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画

警備・消防専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第74回国民体育大会警備・消防防災基本計画及び第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、いきいき茨城ゆめ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制及び活動要領等を定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定、開・閉会式等関係施設の防火防災管理者（以下「各施設防火防災管理者」という。）が定めた消防計画によるもののほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第3条 県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、自衛消防組織、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び各施設防火防災管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

(消防防災業務)

第4条 この計画における消防防災業務は、次のとおりとする。

- (1) 火災等の予防、警戒及び発生時の初期消火活動
- (2) 火気等使用場所の指定
- (3) 火災等発生時の消防防災関係機関への通報

- (4) 火災等の情報収集及び実施本部各班への連絡
- (5) 救急・救助及び医療機関等の協力による救急医療の実施
- (6) 避難路、避難場所の確保及び緊急時の避難誘導
- (7) 会場定員管理
- (8) 緊急車両（消防ポンプ車、救急自動車等）の配備
- (9) 緊急車両等出動時の会場内の整理・誘導及び通路の確保
- (10) 消防防災業務及び医療業務に必要な装備資器材の配備
- (11) 会場内外の消火栓設備、消火器の点検と封印等の確認
- (12) 火災報知機の誤発報等による妨害行為の警戒
- (13) 通信体制の確立と通信手段の確保
- (14) その他必要な消防防災業務

第2章 火災等予防管理

（火気等使用予防管理）

第5条 実施本部は、火災予防及び災害の発生による出火を防止するため、各施設防火防災管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の決定

喫煙場所及び火気設備機器等の使用場所は、各施設防火防災管理者と協議の上、決定する。

(2) 各施設防火防災管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設防火防災管理者に申し出て、承認を得るものとする。

- ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置
- イ 各種火気設備機器等の設置又は変更
- ウ 式典等における火気の使用
- エ 催物施設整備での火気の使用
- オ 臨時売店における火気の使用
- カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

（遵守事項）

第6条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
- (2) 電熱器、ガス器具等の火気設備機器は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。

- (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
- (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備機器は確実に点検を行って安全を確認すること。
- (5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 両大会に関係する全ての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火扉付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

第3章 開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第7条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
いきいき茨城ゆめ国体 総合開・閉会式リハーサル	2019年9月21日(土)	【笠松運動公園】 ・ 笠松運動公園敷地内及び 周辺 ・ その他関係施設 【荒天時】 ・ 未定
いきいき茨城ゆめ国体 総 合 開 会 式	2019年9月28日(土)	
いきいき茨城ゆめ国体 総 合 閉 会 式	2019年10月8日(火)	
いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式リハーサル	2019年9月22日(日)	
いきいき茨城ゆめ大会 開 会 式	2019年10月12日(土)	
いきいき茨城ゆめ大会 閉 会 式	2019年10月14日(月)	
事 前 警 戒 ・ 警 備	2019年9月中旬(予定) ～ 9月27日(金) 2019年10月8日(火) ～ 10月11日(金)	

(組織及び任務)

第8条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編制表(別表第1)のとおり編制し、本部員及び警戒員に対して、具

体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

- 2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する臨時消防防災組織を臨時消防防災組織編制表(別表第2)のとおり編制する。

(関係機関等との連携)

第9条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第10条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設防火防災管理者及び実施本部各班と連携して、次の消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を予防管理・点検・措置結果報告書(様式第1号)により、警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物発見等の報告があった場合は、実施本部各部及び消防防災関係機関に通報連絡を行い、是正・改善を行う。

(4) 記録

警備消防防災本部は、是正又は措置の結果及び警備消防防災本部が執った措置を同報告書に記録する。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知又は発見した者は、消防機関へ速やかに通報するとともに、警備消防防災本部に対して、電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発生時における活動)

第12条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び各施設防火防災管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡等

ア 警備消防防災本部は、火災等の情報又は発生の通報を受理した場合は、その通報内容について通信記録（様式第2号）に記録するとともに、本部員及び警戒員を直ちに現場に派遣させて事実確認を行う。

イ 警備消防防災本部は、火災等の発生を確認した場合は、消防防災関係機関へ通報連絡を行い連携協力体制を確立するとともに、火災等発生状況報告書（様式第3号）により火災等の発生の内容を把握する。

ウ 警備消防防災本部は、把握した火災等の状況に応じて、救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制する。

(2) 初期消火活動、連絡調整等

ア 警備消防防災本部における措置

(ア) 把握した内容に基づき、消防防災関係機関に出動要請の通報を行うとともに、消防防災関係機関と緊密な連絡体制を確立する。

(イ) 火災等発生場所以外の本部員及び警戒員を現場に派遣させて、消防防災関係機関による消火活動等への支援活動を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制し、運用する。

(ウ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報の収集及び実施本部、消防防災関係機関等への通報連絡を逐一行い、実施本部における指揮命令体制を確立する。

(エ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。

(オ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 現場における措置

- (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行うとともに、被害の拡大防止に努め、負傷者がいる場合は救護活動を優先する。
- (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導にあたる。
- (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理等を行う。
- (エ) 可能な限り、火災等の発生に係る発見者、目撃者等の確保に努める。
- (オ) 火災等の発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められ、又はおそれがある場合は警備消防防災本部への連絡を行う。
- (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、臨時消防防災組織編制表に基づく任務分担に従い、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(4) 救護支援

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関又は救護担当班の活動を支援する。

(非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 各施設防火防災管理者との協議

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ施設防火防災管理者と協議する。

(2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第14条 避難場所は、別表第3のとおりとする。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第15条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第16条 警備消防防災本部及び消防防災関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

第4章 いきいき茨城ゆめ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第17条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2019年10月12日(土) ～10月14日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	<p>【ひたちなか市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 笠松運動公園陸上競技場 [陸上競技(身・知)] ○ 笠松運動公園屋内水泳プール [水泳(身・知)] ○ ひたちなか市総合運動公園総合体育館 [バレーボール(身)] ○ 松戸体育館 [バレーボール(精)] ○ ひたちなか市総合運動公園陸上競技場 及びスポーツ広場 [サッカー(知)] <p>【常陸太田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山吹運動公園野球場 [ソフトボール(知)] ○ 山吹運動公園運動広場 [フットベースボール(知)] ○ 里美運動公園多目的スポーツ広場 [グラウンドソフトボール(身)] <p>【水戸市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケーズデンキスタジアム水戸 [フライングディスク(身・知)] ○ 東町運動公園新体育館 [バスケットボール(知)] <p>【つくば市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荃崎運動公園多目的広場 [アーチェリー(身)] ○ つくばカピオ [車椅子バスケットボール(身)] <p>【日立市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日立市池の川さくらアリーナ [卓球(身・知・精) (サウンドテーブルテニス(身)を含む)] <p>【取手市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フジ取手ボウル [ボウリング(知)] <p>【結城市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かなくほ総合体育館 [バレーボール(知)] <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場</p>

		<p>所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(体制等)

第18条 消防防災体制及び活動内容は、第3章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市と連携しながら整備する。

第5章 教育・訓練

(教育・訓練の実施)

第19条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、両大会開催前の適切な時期に、業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

(教育・訓練内容)

第20条 教育及び訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) 教育

- ア 両大会における消防防災業務に関すること。
- イ 開・閉会式等消防防災業務マニュアルの周知徹底に関すること。
- ウ 警備消防防災本部及び臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- エ その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

- ア 火災等の情報収集、伝達及び通報訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 通信機器取扱訓練
- カ その他必要と認める事項

第6章 雑則

(委任)

第21条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

警 備 消 防 防 災 本 部 編 制 表

編 制		任 務 区 分	
警 備 消 防 防 災 本 部	本部長 (入場整理部長)	○ 開・閉会式等自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との調整	
	班 長 (入場整理班長)	○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との調整 ○ 非常時対策本部(※2)の指揮、運用	
	実 施 本 部 員	総括担当	○ 実施本部各班との連絡調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整
		警備担当	○ 委託警備会社への指示と活動状況の把握
		消防担当	○ 会場周辺における交通及び輸送状況の把握 ○ 入退場及び会場定員管理
入場口担当		○ 入場口等の混雑状況の把握 ○ 気象情報、火災・災害情報等の収集活動と実施本部各班への伝達 ○ 大規模災害等発生時の対応業務と実施本部各班との連絡調整 ○ 通信業務(通信機器の保全・運用及び記録) ○ その他必要な関係業務	
警 備 員 ・ ボ ラ ン テ ィ ア	警備係	○ 各種事件事故及び火災等発生時の初期対応と現場活動 ・ 事案等の早期鎮圧活動、初期消火活動 ・ 被害の拡大防止及び二次被害の防止 ・ 負傷者等の救護活動と事案等関係者の確保 ・ 自主警備・消防防災関係機関が行う現場活動への支援・協力及び現場周辺の雑踏警備	
	入場口係	○ 火災等の警戒及び消火用設備の点検・確認 ○ 避難路の確保及び避難誘導 ○ 救急・救助、救護活動 ○ 実施本部各班、各施設における自衛消防組織等との連携 ○ 関係者以外の立入禁止区域への侵入防止 ○ 不審者及び不審物件の発見と適切な対応 ○ IDカード及び入場券(以下「IDカード等」という。)確認場所におけるIDカード等の確認並びにIDカード等不所持者の排除 ○ 金属探知機検査、手荷物検査場所における持込禁止物の発見 ○ 会場周辺及び会場内における交通誘導整理 ○ 混雑が予想される場所における事故防止のための雑踏警備 ○ その他必要な関係業務	

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織(施設管理者)、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 非常時対策本部とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

臨時消防防災組織編成表

対策本部長・対策副本部長		
班編制	要員差し出し班	任務内容
指揮総括班	会場管理班 入場整理班 (警備消防防災本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括 ○ 火災等情報分析、被害予測 ○ 被害状況、応急措置等の記録
連絡調整班	会場管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 実施本部各部(各班)との連絡調整 ○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整 ○ 日本体育協会、文部科学省等への報告・連絡
	入場整理班	
	総務班	
	役員招待者班	
	受付班	
	おもてなし班	
	報道広報班	
	医事班	
	輸送交通総務班	
式典班		
情報班	入場整理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の情報、来場者等の動向に関する情報収集 ○ 仮設物等設備の被災状況に関する情報収集
	総務班	
応急対策班	会場管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の初期消火等 ○ 負傷者の救出・救護 ○ 被害拡大防止 ○ 現場における来場者等の雑踏整理
	入場整理班	
避難誘導班	入場整理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安管理
	役員招待者班	
	おもてなし班	
	式典班	
避難場所確保班	入場整理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
	おもてなし班	
救護班	医事班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救護 ○ 負傷者の搬送
	衛生班	
広報班	報道広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
	式典班	
交通班	輸送交通総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援業務 ○ その他特命事項の処理 	

別表第3（第14条関係）

避難場所

避難区域	避難対象区分	避難場所
笠松運動公園 陸上競技場	メインスタンド	補助陸上競技場
	北側サイドスタンド	
	南側サイドスタンド	
	バックスタンド	
体育館		野球場
中央広場、花壇広場		
球技場		
屋内水泳プール		

※「いきいき茨城ゆめ大会」各競技会場における避難場所については、会場地市が定める「いきいき茨城ゆめ国体」時の避難場所に準じる。

様式第1号(第10条関係)

予防管理 ・ 点検 ・ 措置結果報告書

実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
実施者 (報告者)	□()班 ()係 氏名	報告時間
		時 分
点検項目	<input type="checkbox"/> 指定場所における喫煙状況 <input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況 <input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況 <input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止 <input type="checkbox"/> 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難誘導灯及び通路誘導灯の点灯状況 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認 <input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無並びに周辺における可燃性の物品の有無 <input type="checkbox"/> 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無 <input type="checkbox"/> その他 ()	
点検結果	【異常の有無】 有 ・ 無	
	【異常箇所・状況】	
	【措置内容】	
警備消防 防災本部 における 措置等	報告受理時間	時 分 報告受理者
	消防防災関係機関への通報	有 ・ 無 通 報 先
	【現場における措置結果】	
	【警備消防本部の措置等】	

※ 緊急対処事案等の発生及び認知時においては、警備消防本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。

様式第3号(第12条関係)

火災等発生状況報告書

認知日時	年 月 日() 午前・午後 時 分		
認知状況等	【認知状況】 現認・認知(口頭・有線・無線) 【通報者等人定事項】 ※住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)を最低限記載(聴取)		
火災等の概要			
発生日時	年 月 日() 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
被害種別	火災・その他()		
被害状況			
[二次災害の有無]			
負傷者等 (人定別紙)	・負傷者(有・無) 名(男性 人・女性 人) ・負傷程度		
被害物品等	・被害物品(有・無) ・被害程度・範囲		
備考			
措置	・負傷者の搬送＝有・無 搬送先病院名等を記載： ・消防防災関係機関への連絡＝有・無 警察、消防、自衛消防組織、医療機関等を記載： ・出勤人員 名〔内訳 実施本部員 名、自衛消防組織 名、消防人員 名〕 ・消防車 台 ・放水の有無 ・その他		
	現場臨場者	(役職・氏名)	他 名
報告年月日	年 月 日()		
報告者	警備消防本部 班 氏 名		

※ 負傷者の人定事項については、備考欄又は別紙(様式自由)に記載添付する。

**いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画**

警備・消防専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第74回国民体育大会警備・消防防災基本計画及び第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、いきいき茨城ゆめ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制及び活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象又は火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等突発事案であって、死傷者等を伴い、社会的反響の大きい事案、又は死傷者等を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 開・閉会式会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	開催場所
いきいき茨城ゆめ国体 総合開・閉会式リハーサル	2019年9月21日(土)	【笠松運動公園】 ・ 笠松運動公園敷地内及び 周辺 ・ その他関係施設 【荒天時】 ・ 未定
いきいき茨城ゆめ国体 総合開会式	2019年9月28日(土)	
いきいき茨城ゆめ国体 総合閉会式	2019年10月8日(火)	
いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式リハーサル	2019年9月22日(日)	
いきいき茨城ゆめ大会 開 会 式	2019年10月12日(土)	
いきいき茨城ゆめ大会 閉 会 式	2019年10月14日(月)	
事前警戒・警備	2019年9月中旬(予定) ～ 9月27日(金) 2019年10月上旬(予定) ～ 10月11日(金)	

(警戒措置)

第4条 実施本部入場整理部長は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部関係部長と連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認及び避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮及び避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止及び機器等の運転の安全確認
- (7) 医薬品、医療器具等の確保準備
- (8) 県・関係市町村災害対策本部(未設置の場合の連絡担当課(係)等を含む。)及び消防、警察、自衛消防組織、委託警備会社等(以下「防災関係機関」という。)への連絡、連携の確保

(9) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第5条 実施本部員は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策及び会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関及び県・関係市町村災害対策本部等との密接な連携及び情報交換
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

(特別緊急災害対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがある場合、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、特別緊急体制伝達系統図（別表第1）により伝達を行うとともに、特別緊急災害対策本部（以下「特別緊急本部」という。）を設置する。

- 2 特別緊急本部は、開・閉会式等会場が被災等により使用に耐え難い場合、又はそのおそれがある場合においては、近隣の適切な場所に設置する。
- 3 特別緊急本部は、特別緊急災害対策本部編制表（別表第2）のとおり編制する。
- 4 特別緊急本部設置時の通信体制は、別に定める。

(特別緊急本部の運用)

第7条 特別緊急本部の編制にあたっては、大規模災害等の発生場所や規模、被害状況及びその拡大、波及性等を勘案し、弾力的な運用を図るものとする。

(防災関係機関との連携)

第8条 特別緊急本部は、大規模災害等の一時的な応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関連絡系統図（別表第3）に基づき、防災関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、協力体制を確立する。

(県防災組織との関係)

第9条 特別緊急本部は、大規模災害等の発生又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合において、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(主催者連絡会議等による決定措置)

第10条 実施本部長は、両大会開催直前又は開催中において主催者連絡会議等による中止又は中断の決定がなされた場合は、混乱による各種事故防止を図るため、必要に応じて特別緊急本部を設置し、直ちに次の措置をとる。

- (1) 両大会参加者に対して、場内放送設備、大型映像装置等の機器の活用及び実施本部員、警備員等の現場広報により、中止又は中断の周知を図り、避難又は退場の案内誘導を行う。
- (2) 出入口等における退場の支障となる物品等を撤去するとともに、必要により避難口を開放し、第13条に定める避難場所への安全な誘導に努める。
- (3) 会場への入場禁止措置をとるとともに、入場しようとする者に対して、中止又は中断の周知を図り、必要により直近の避難場所へ安全な誘導を行う。
- (4) 緊急の避難を必要としない中止の決定があった場合は、両大会参加者をそれぞれの通常手段により退場場所まで安全に案内誘導を行う。
- (5) 避難後の残留者の発見に努め、発見した場合は直ちに避難又は退場の措置をとる。
- (6) 中断する場合においては、無用な混乱を生じさせないため中断の理由及び中断に伴う措置並びに今後の見通しについて両大会参加者に周知を図るとともに、突発的な事案の拡大等による中止に備えた警戒措置に配慮する。

(実施態度の決定)

第11条 開・閉会式等の実施の決定に係る処理等は、別に定めるところによる。

(避難等の周知)

第12条 実施本部は、大規模災害等の発生により両大会参加者を避難させる場合に備え、次の方法等により入場時に両大会参加者に対する大規模災害等対策の事前周知・啓発を図る。

- (1) 着席ゾーンにおける避難経路、退場口、避難時の留意事項等を記載したビラの配布
- (2) 場内放送の活用による大規模災害等発生時の諸注意の伝達
- (3) 演技出演者、音楽隊等が使用する場所の避難経路、退場口、避難時の留意事項等の口頭による伝達

(避難場所)

第13条 避難場所は、別表第4のとおりとする。

(留意事項)

第14条 避難誘導にあたっては、次の事項に留意し、両大会参加者の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

- (1) 場内非常放送の活用、拡声器等による避難方法、避難経路の案内指示等の広報を積極的にを行い、心理的不安の除去を図りつつ、混乱による二次災害の防止に努める。
- (2) あらかじめ定められた避難対象区分における両大会参加者の行動統制を図り、前条で定めた避難場所に誘導する。
- (3) 乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者に対する積極的な支援を行い、負傷者とともに最優先で避難誘導に努める。
- (4) トイレ、洗面所、各諸室等における残留者の発見に努める。
- (5) 避難場所における避難者数、負傷者等の有無及び負傷程度の把握に努める。
- (6) 避難者に対して判明した大規模災害等の現況、公共交通機関の運行及び道路交通状況並びに今後の見通し等について積極的かつ効果的な広報に努める。
- (7) 防災関係機関との連携を密にして、積極的な協力支援に努める。

(負傷者等の搬出等)

第15条 特別緊急本部は、人命救助を最優先とした迅速な救助活動に努め、救急医療関係者との連携を密にした救護支援を行う。

2 負傷者等の搬送先は、原則として救護所とする。ただし、搬送に耐え難いと判断される重傷(症)者にあつては、医療関係者の判断による。

(医療体制)

第16条 特別緊急本部は、防災関係機関と連携を密にして、負傷者等を指定救急医療機関等の医療施設へ迅速に搬送するための支援を行うとともに、迅速・的確な医療体制の確立を図る。

第3章 いきいき茨城ゆめ大会の競技会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第17条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場	2019年10月12日(土)	【ひたちなか市】

<p>(練習会場含む)</p>	<p>～10月14日(月) (公式練習日含む)</p> <p>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 笠松運動公園陸上競技場 [陸上競技(身・知)] ○ 笠松運動公園屋内水泳プール [水泳(身・知)] ○ ひたちなか市総合運動公園総合体育館 [バレーボール(身)] ○ 松戸体育館 [バレーボール(精)] ○ ひたちなか市総合運動公園陸上競技場及びスポーツ広場 [サッカー(知)] <p>【常陸太田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山吹運動公園野球場 [ソフトボール(知)] ○ 山吹運動公園運動広場 [フットベースボール(知)] ○ 里美運動公園多目的スポーツ広場 [グランドソフトボール(身)] <p>【水戸市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケーズデンキスタジアム水戸 [フライングディスク(身・知)] ○ 東町運動公園新体育館 [バスケットボール(知)] <p>【つくば市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荃崎運動公園多目的広場 [アーチェリー(身)] ○ つくばカピオ [車椅子バスケットボール(身)] <p>【日立市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日立市池の川さくらアリーナ [卓球(身・知・精) (サウンドテーブルテニス(身)を含む)] <p>【取手市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フジ取手ボウル [ボウリング(知)] <p>【結城市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かなくぼ総合体育館 [バレーボール(知)] <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
-----------------	---	--

(活動内容)

第18条 大規模災害等の対策（避難場所を含む。）については、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第4章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第19条 実施本部は、大規模災害等発生時における円滑な諸活動の実施に備え、関係する実施本部員に対し、研修会等において必要な教育及び訓練を実施する。

(教育及び訓練内容)

第20条 大規模災害等の対策に関する教育及び訓練内容は、原則として次のとおりとする。

(1) 教育内容

- ア 特別緊急本部の組織編制に関すること。
- イ 本実施計画の周知及び大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- ウ その他、両大会の開催に伴う大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

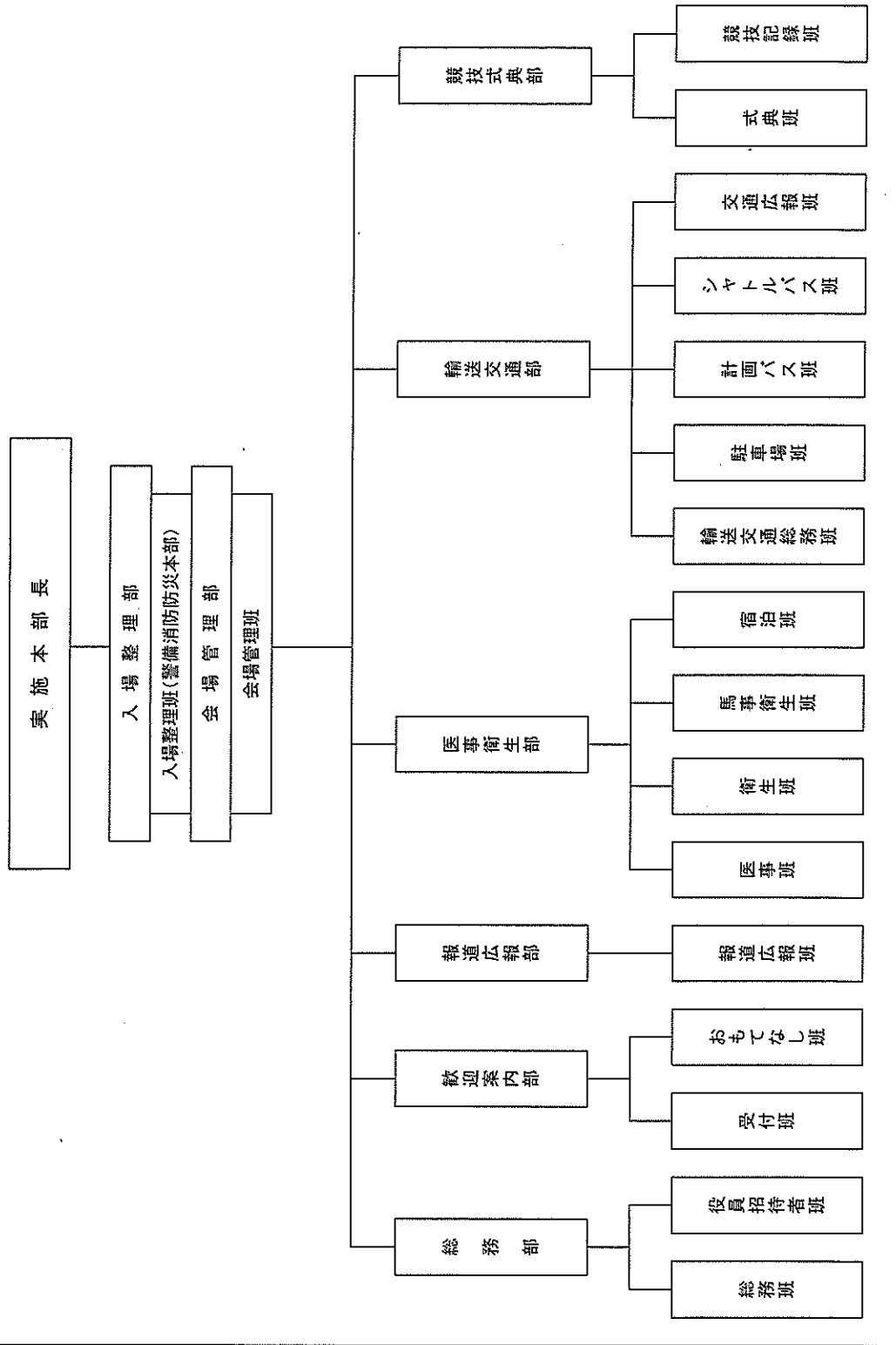
- ア 大規模災害等情報の収集、伝達及び通信要領
- イ 救出救護訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 広報活動訓練
- オ その他必要と認める事項

第5章 雑則

(委任)

第21条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

特別緊急体制伝達系統図

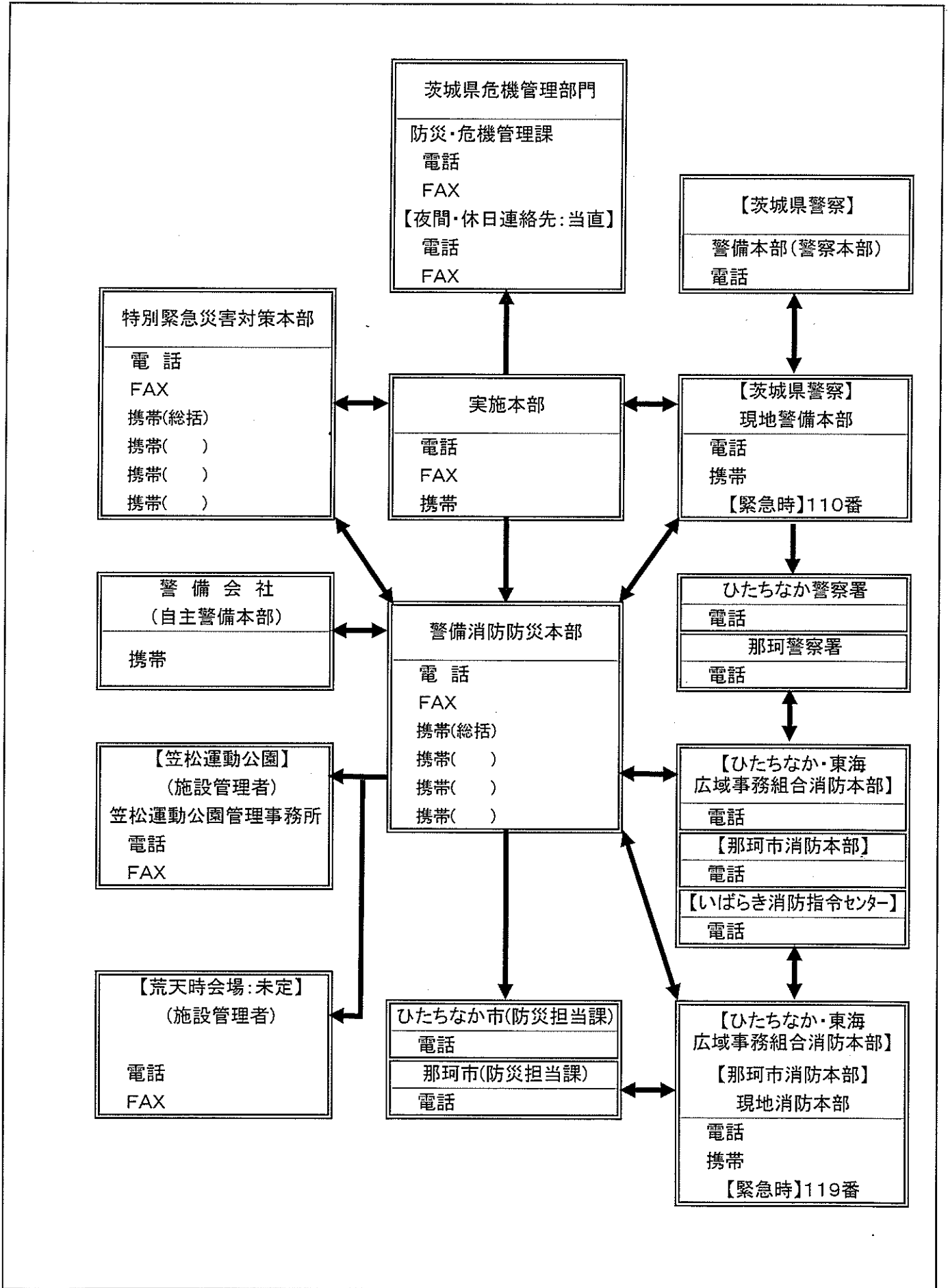


※ 実施本部各部及び各班の名称については仮称。

特別緊急災害対策本部編成表

対策本部長	実施本部長	
対策副本部長	実施本部副本部長	
対策本部員	総務部長 会場管理部長 観迎案内部長 報道広報部長 会場管理部長 医事衛生部長 輸送交通部長 競技式典部長	
班編成	要員差し出し班	任務内容
指揮総括班	会場管理班 入場整理班 (警備消防防災本部)	○ 非常時対策本部の指揮、運用、総括 ○ 火災その他災害の情報分析、被害予測 ○ 被害状況、応急措置等の記録
連絡調整班	会場管理班	○ 消防防災・自主警備関係機関との連絡調整 ○ 実施本部各部(各班)との連絡調整 ○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整 ○ 日体協、文部科学省等への報告・連絡
	入場整理班	
	総務班	
	役員招待者班	
	受付班	
	おもてなし班	
	報道広報班	
	医事班	
	輸送交通総務班	
情報班	入場整理班	○ 火災その他災害の情報、来場者等の動向に関する情報収集
	総務班	
応急対策班	会場管理班	○ 火災その他災害の初期消火等 ○ 負傷者の救出・救護 ○ 被害拡大防止 ○ 現場における来場者等の雑踏整理
	入場整理班	
避難誘導班	入場整理班	○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安管理
	役員招待者班	
	おもてなし班	
	式典班	
避難場所確保班	入場整理班	○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
	観迎案内班	
救護班	医事班	○ 負傷者の救急・救護 ○ 負傷者の搬送
	衛生班	
広報班	報道広報班	○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
	式典班	
交通班	輸送交通総務班	○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各班共通		○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援業務 ○ その他特命事項の処理

防災関係機関連絡系統図



別表第4（第14条関係）

避難場所

避難区域	避難対象区分	避難場所
笠松運動公園 陸上競技場	メインスタンド	補助陸上競技場
	北側サイドスタンド	
	南側サイドスタンド	
	バックスタンド	
体育館		野球場
中央広場、花壇広場		
球技場		
屋内水泳プール		

※「いきいき茨城ゆめ大会」各競技会場における避難場所については、会場地市が定める「いきいき茨城ゆめ国体」時の避難場所に準じる。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
開・閉会式会場管理運営要綱

警備・消防専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会の開会式及び閉会式（以下「開・閉会式」という。）の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、開・閉会式会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開・閉会式関連会場

「笠松運動公園」及び周辺地域において、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する区域をいう。

(2) 入場管理エリア

前号で定める区域のうち、別図に示すように開・閉会式関連会場のうち、IDカード又は入場券（以下「IDカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。

(3) 式典会場

入場管理エリアのうち、開・閉会式の式典が行われる区域をいう。

(管理運営者)

第3条 開・閉会式関連会場の管理運営者は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(持込禁止物)

第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させるもの（銃砲の威力のない銃器を含む）

(2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物

- (3) 毒物，劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物，発煙筒，爆竹，花火，ガスホーン，火薬，照明弾，催涙スプレー，油類その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン，石，弓矢，スリングショット，吹矢，木材，木刀，鉄パイプ，棒，ハンマー，チェーン，その他凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 掲示板，立て看板，横断幕，懸垂幕，旗，のぼり，アドバルーン，風船，ゼッケン，プラカード，文書，図書，図画，印刷物，レーザーポインター，サーチライト，その他開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類(ペンキ類)
- (8) キックボード，スティックボード，スケートボード，ローラースケート，ローラー付きシューズ，ラジコン，その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器(携帯電話，スマートフォン，タブレット，小型ラジオ等を除く。)
- (10) ドローン，カメラ内蔵型マルチヘリコプター，ラジコンヘリコプター，その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
- (11) 動物類(盲導犬，聴導犬，介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。)
- (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし，又はそのおそれのある物

2 式典会場に，前項各号に掲げる物のほか，次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。該当物については持込み禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし，会長が特に必要と認めた場合は，この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) ペットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類，ブーメランなどの投てき用遊具のほか，ピン類，缶類(スプレー缶を含む。)，凍結物その他の投てき，破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル，拡声器，楽器，ラジオカセット及びスピーカーその他の大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス，旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他開・閉会式の式典の運営若しくは進行を妨げ，又はそのおそれのある物

(禁止行為)

第5条 開・閉会式関連会場において，次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし，会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立入ること。
- (2) フィールド，観客席等へ物を投げ入れ，又は発射すること。
- (3) 機器を使用し，むやみに大音量を発すること。

- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
 - (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
 - (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
 - (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること。
 - (8) アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする
- こと。
- (9) 実行委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、開・閉会式関連会場に自動車
- を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場
- 所に駐輪すること。
- (11) たき火、電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること。
 - (12) テント、小屋掛けその他工作物を設けること。
 - (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
 - (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
 - (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること。
 - (16) 本人名義以外のIDカード等を使用して入場管理エリアに入る目的でIDカード等を
- 所持し、または入場しようとする
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
 - (18) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは
- 危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 式典会場において、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはなら
- ない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (1) 会場内で傘を使用すること。
 - (2) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
 - (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。

(遵守事項)

第6条 入場者等は、開・閉会式関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。

- 2 入場管理エリアに入場し、又は入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) IDカード等を外部から視認できるように指定された方法により携帯すること。
 - (2) 運転免許証、障害者手帳、パスポート等写真付きの身分証明書又は健康保険被保険者証その他の本人であることを確認できるもの(以下「本人確認書類」という。)を携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
 - (3) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

3 式典会場に入場し、又は入場しようとする者は、前項各号に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所において、IDカード等及び本人確認書類を係員に提示すること。
- (2) 式典会場における秩序の保持と大会の円滑な運営のための手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 指定された席又はスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。

(入場制限等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開・閉会式関連会場への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 会長の許可なく、第4条に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
- (2) 会長の許可なく、第5条に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者
- (3) 正当な理由なく前条に掲げる事項を遵守しない者

(雑則)

第8条 第4条及び第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

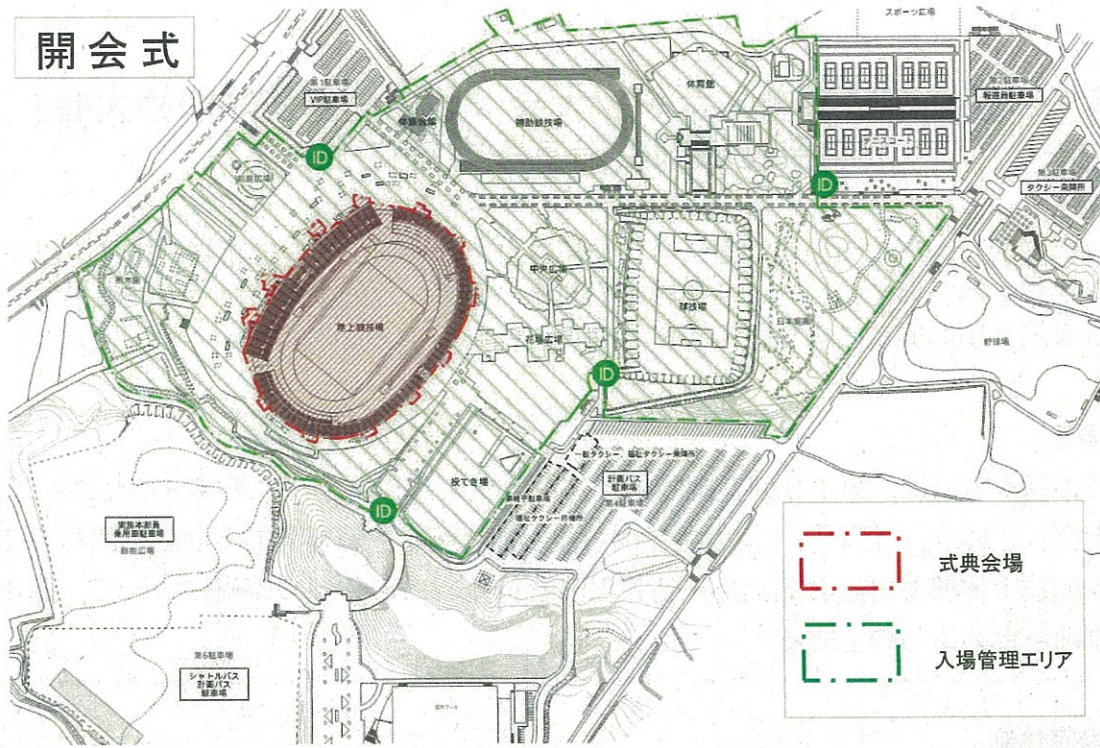
- (1) 実行委員会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実施本部が、開・閉会式の会場設営及び運営並びに式典行事を行う場合
- (2) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会ひたちなか市実行委員会が競技のため会場設営及び運営を行う場合

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

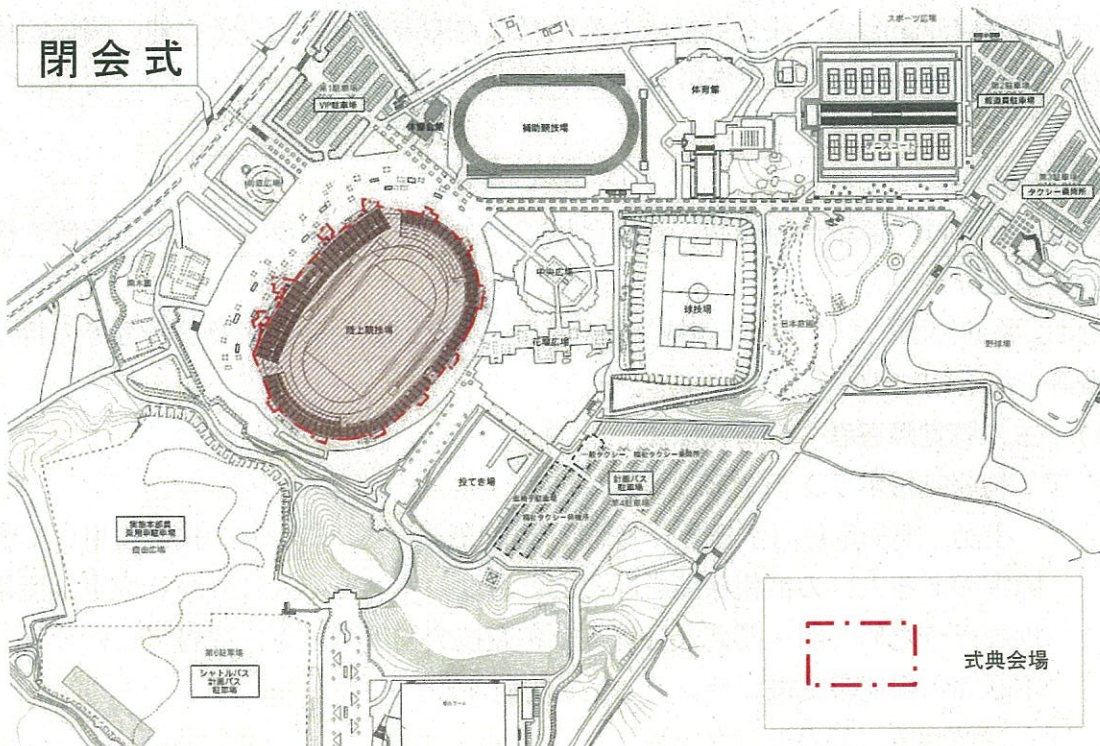
附 則

この要綱は、2019年9月27日から施行し、2019年10月14日をもって、その効力を失う。

開会式



閉会式



第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」 情報保障体制整備基本方針について

全国障害者スポーツ大会専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 趣旨

この基本方針は、第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」（以下「大会」という。）において、大会参加者及び観客等が、障害のあるなしに関わらず大会や競技の情報が得られるよう、情報保障を行うための体制の整備について、基本的な事項を定めるものとする。

2 整備体制

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会の情報保障体制を整備する。

なお、実行委員会は整備に当たり、会場地市、競技運営主管団体、情報支援ボランティア等養成連絡会議、社会福祉法人茨城県視覚障害者協会及びその他の関係団体と相互に連絡調整を図り、協力を得る。

3 整備内容

実行委員会は、情報保障体制の整備として、次のとおりボランティアの配置や機器等の整備を行う。

なお、整備箇所については、競技会場施設等の状況、大会参加者及び観客等の特性、経費等を総合的に勘案して選定する。

(1) 主に聴覚障害者への情報保障

ア 情報支援ボランティア

手話、要約筆記（手書き）、筆談、要約筆記（パソコン）の技術を用いて聴覚障害のある人への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、開・閉会式会場及び各競技会場等（以下「会場」という。）に、手話等各種情報支援ボランティアを配置する。

イ 映像装置（仮設モニター）

情報支援ボランティアによる情報保障活動が効果的かつ効率的に行えるよう、手話及び文字情報を表示するための映像装置を、大会運営上必要と認められる会場に設置する。

ウ ヒアリンググループ

場内放送の内容等を誘導コイル付補聴器で聞き取りやすくするために、大会運営上必要と認められる会場に、ヒアリンググループ装置を設置する。

エ 情報保障席

会場内の観客席において、上記ア、イ及びウによる複合的な情報保障が得られるよう、聴覚障害者のための優先席として情報保障席を設置する。

(2) 主に視覚障害者への情報保障

ア 点字・音声誘導装置

会場内の施設の位置等に関する情報を伝えるため、大会運営上必要と認められる会場に、点字案内板や音声誘導装置を設置する。

イ FMラジオ実況放送

競技等の経過等が分かるよう、大会運営上必要と認められる会場において、アナウンサー等によるFMラジオ実況放送を実施する。

ウ 点字及び音声コード入り資料の作成

大会パンフレットや競技関係資料等について、点字版を作成するとともに、音声コードを刷り込む。

(3) その他

ア 実施本部員等によるサポート

実施本部員、大会運営ボランティア等においても、必要に応じて、聴覚障害者に対する筆談等のサポートに努めるものとする。

イ サイン表示・ふり仮名表記

わかりやすい情報提供を行うため、案内看板や大会パンフレット等に大型ピストサインによる表示やふり仮名表記を行うこととする。

ウ インターネットを活用した大会情報の提供

選手・役員及び観客等が随時大会関連情報を得られるよう、大会情報や競技結果等を大会ホームページで配信することとする。

4 その他

この方針に定めるもののほか、情報保障に関し必要な事項は、別に定める。

第19回全国障害者スポーツ大会 資格審査実施要項について

全国障害者スポーツ大会専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

第19回全国障害者スポーツ大会（いきいき茨城ゆめ大会）の出場種目や組み合わせの決定を公平かつ円滑に行うため、参加選手の資格審査について、この要項に基づき実施する。

1 実施主体

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が、専門的な資質や知識・経験を有する者の協力を得て実施する。

2 資格審査対象

参加選手全員

3 審査内容

参加申込書に基づき、資格審査対象者について次の審査を行う。

- (1) 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める参加資格の条件を満たしていること。
- (2) 全国障害者スポーツ大会競技規則に定める年齢区分及び障害区分と出場申込みのあった競技・種目が適合していること。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議のうえ決定する。

附 則

この要項は、平成29年11月21日から施行する。

第19回全国障害者スポーツ大会 オープン競技の開催辞退について

全国障害者スポーツ大会専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

全国障害者スポーツ大会専門委員会第1回委員会で選定した、第19回全国障害者スポーツ大会オープン競技について、日本障害者ゴルフ協会から以下のとおり開催辞退の申出があったことから、これを了承し、当該競技の開催を取りやめることとする。

1 辞退競技

競技名	参加資格	主催団体	競技会場
障害者ゴルフ	身・知	NPO法人 日本障害者ゴルフ協会	ワンウェイゴルフクラブ (土浦市)

2 辞退理由

NPO法人日本障害者ゴルフ協会から、これまで競技実施に向けて準備を進めてきたが、当初予定していた会場では、競技時間など競技運営に支障があることが判明した。そのため、他の会場を検討してきたが、最適な会場が確保できなかったため。

※ 文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会へ報告（平成29年12月）。

審 議 事 項

第74回国民体育大会（茨城県） 実施要項総則（案）

競技運営専門委員会に付託した本事項の審議結果が報告されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第12条第7項第2号の規定により提案する。

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

茨城県で開催する第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」は、「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」のローガンのもと、「いばらきの魅力を発信する国体」、「茨城の特色を生かし、創意工夫を凝らした国体」、「人情味あふれるおもてなしで創る国体」、「更なるスポーツの推進を図る国体」という4つの大きな柱を掲げ、水と緑に恵まれた豊かな自然、歴史や文化など、本県の魅力を広く県内外に伝えるとともに、スポーツを通して夢と感動を与える日本最大のスポーツの祭典となるよう「いばらきの魅力を発信 みんなで創るスポーツの祭典」を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正 式 競 技	特 別 競 技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	高等学校野球

2 会期及び会場地

会 期	会 場 地	会 場 地 数
2019年9月28日（土） ～10月8日（火） 〔11日間〕	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、守谷市、常総市、坂東市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市、神栖市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町	26市5町1村

※水泳・体操・バレーボール (ビーチバレーボール) 競技会 下記日程内で実施 2019年9月7日(土) ～16日(月)〔10日間〕	日立市、土浦市、ひたちなか市、潮来市、稲敷市、 大洗町	5市1町
---	--------------------------------	------

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ロ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

〔注〕上記(ロ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当す

る者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第72回又は第73回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第72回又は第73回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (7) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

〔注〕別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (7) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2019年4月30日以前から本大会終了時（2019年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

〔成年種別〕

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

〔少年種別〕

- a 一家転住に係る者
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (7) 成年種別に参加する者は、2001年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2001年4月2日から2004年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2019年4月1日を基準とする。

イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2004年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地
- ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手でJOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手でJOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者

(2) 2019年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③のとおりとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」とい

う。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、2019年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第72回及び第73回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2019年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第74回大会に参加した者が、第

75 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- 〈例〉 ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
 ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011 年度～2012 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績(天皇杯得点)及び女子総合成績(皇后杯得点)とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—————	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
①2019年8月21日（水）	水泳、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
②2019年9月4日（水）	陸上競技、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、なぎなた、クレール射撃、高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局

ウ いきいき茨城ゆめ国体各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

2019年9月4日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込

大会参加者は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日体協公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日体協公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2020 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、鹿児島県 100 名以内、三重県及び栃木県 60 名以内、佐賀県及び滋賀県 40 名以内とする。

- (7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、2019年9月4日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 大会参加記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本体育協会、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会、いきいき茨城ゆめ国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、茨城県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり1,000円)を、日本体育協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

18 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

2019年2月27日現在

文化プログラム	会 場 地	会場地数
調整中	調整中	調整中

19 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

公 開 競 技	会 場 地
綱引	古河市
ゲートボール	行方市
武術太極拳	取手市
パワーリフティング	つくば市
グラウンド・ゴルフ	神栖市

20 デモンストレーションスポーツ

デモンストレーションスポーツは、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく実施要項による。

デモンストレーションスポーツ	会 場 地
合気道	笠間市
アームレスリング	つくばみらい市

いきいきトランポリン	稲敷市
Eボート	下妻市
ウォーキング	利根町、五霞町
エアロビック	取手市
オリエンテーリング	石岡市
3B体操	那珂市
少年少女サッカー	小美玉市
少年軟式野球	境町
少林寺拳法	古河市
スポーツ鬼ごっこ	つくば市
スポーツ吹矢	石岡市
ソフトバレーボール	河内町
ターゲットバードゴルフ	つくばみらい市
ダンススポーツ	取手市
ダンス&パフォーマンス	つくば市
ディスクゴルフ	美浦村
トレイルラン	石岡市
ドッジボール	水戸市
ハンググライダー・パラグライダー	石岡市
バウンドテニス	つくばみらい市
パークゴルフ	結城市
バンボン	日立市
ビーチハンドボール	行方市
ビーチボールバレー	八千代町
ふれあいグラウンド・ゴルフ	かすみがうら市
ベタンク	かすみがうら市
ユニカール	城里町
リレーカーニバル	石岡市
レク・クロッケー	大洗町

※会場地数は15市、7町、1村

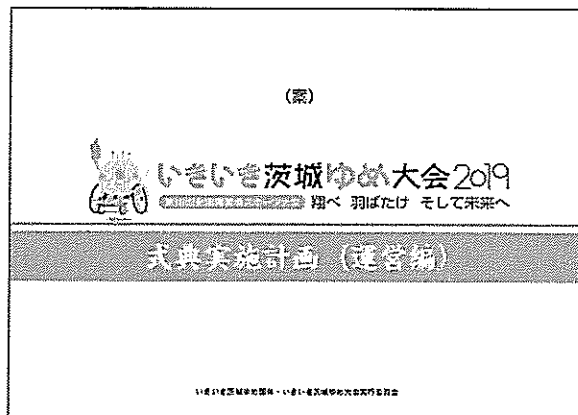
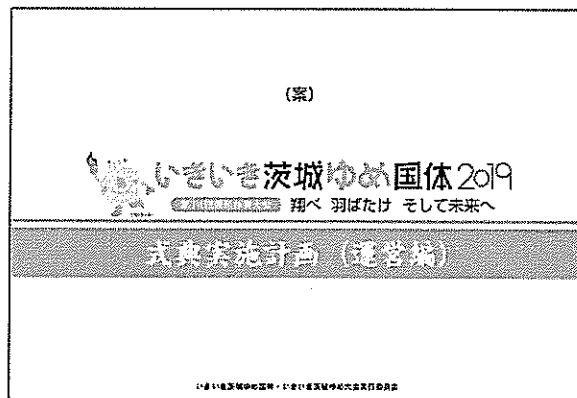
21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われなかった場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 式典実施計画(案)

式典専門委員会に付託した本事項の審議結果が報告されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第12条第7項第2号の規定により提案する。

※別冊の資料のとおり



参 考 资 料

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会及び第19回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を茨城県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催に必要な事業に関係ある者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、茨城県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は、団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 役員、委員、顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 募金・企業協賛推進委員会

(4) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は、会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催に必要な方針に関すること

- (2) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は、委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事
- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
(募金・企業協賛推進委員会)

第12条の2 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。
- 3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
- 6 第8条及び第9条第6項の規定は、委員の任期等及び報酬について準用する。

7 第11第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会からの付託又は、委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

2 実行委員会の平成 24 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 5 月 28 日に始まり、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附則

1 この会則は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。

附則

1 この会則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

2 この会則施行の際、現に規定されている準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、実行委員の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている準備委員会の諸規程及び細則中「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替え、平成 28 年度暫定収支予算については、実行委員会で承認されたものとみなす。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会

実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会専門委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(部会)

- 第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、委員長が依頼する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附則

この規程は、平成25年2月12日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附則

この規定は、平成28年7月26日の実行委員会の設置後から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地市町村の選定に関すること。 3 県並びに会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
施設整備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設等の基本的事項に関すること。 2 情報通信施設整備の基本的事項に関すること。 3 その他施設に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設等の整備に関すること。 2 情報通信施設の整備に関すること。 3 その他施設に関すること。
競技運営 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施予定競技の選択に関すること。 2 競技運営等の基本的事項に関すること。 3 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技役員等の養成及び編成に関すること。 2 デモンストラーションスポーツに関すること。 3 競技用具に関すること。 4 リハーサル大会に関すること。 5 競技記録に関すること。 6 その他競技運営に関すること。
広報・ 県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像及び記録写真に関すること。 6 その他広報及び県民運動に関すること。
宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に関すること。
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火リレーに関すること。 5 その他式典に関すること。
警備・消防 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること。 2 その他警備及び消防防災に関すること。
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会のボランティア（情報支援及び全国障害者スポーツ大会選手団サポートに限る。）に関すること。 3 その他全国障害者スポーツ大会運営（他の専門委員会の委任事項を除く。）に関すること。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会役員名簿

【会長】1名 【副会長】8名 【常任委員】48名 計57名 【監事】2名 合計59名 平成30年2月16日現在

役職	選出区分	機 関 ・ 団 体 名 お よ び 役 職	氏 名	
1 会長(委員長)	県関係	茨城県知事	大井川 和彦	
2	県議会関係	茨城県議会議長	菊池 敏行	
3		茨城県副知事	小野寺 俊	
4	県関係	茨城県副知事	菊地 健太郎	
5	県教委関係	茨城県教育委員会教育長	柴原 宏一	
6	市町村関係	茨城県市長会長	中川 清雄	
7		茨城県町村会長	染谷 森雄	
8		水戸市長	高橋 靖夫	
9	県体協関係	公益財団法人茨城県体育協会会長	角田 芳夫	
10	県議会関係	茨城県議会副議長	常井 洋治	
11		茨城県議会総務企画委員会委員長	石井 邦一	
12		茨城県議会防災環境商工委員会委員長	中村 修	
13		茨城県議会保健福祉委員会委員長	田口 伸一	
14		茨城県議会農林水産委員会委員長	星田 弘司	
15		茨城県議会土木企業委員会委員長	下路 健次郎	
16		茨城県議会文教警察委員会委員長	加藤 明良	
17		茨城県理事兼政策審議監	齋藤 章	
18	県関係	茨城県知事公室長	石毛 光子	
19		茨城県総務部長	中根 一明	
20		茨城県企画部長	盛谷 幸一郎	
21		茨城県生活環境部長	近藤 慶一	
22		茨城県保健福祉部長	木庭 愛典	
23		茨城県商工労働観光部長	鈴木 克典	
24		茨城県農林水産部長	櫛田 浩司	
25		茨城県土木部長	富永 幸一	
26		茨城県国体・障害者スポーツ大会局長	石田 奈緒子	
27		茨城県企業局長	中島 敏之	
28		茨城県病院事業管理者	五十嵐 徹也	
29		茨城県警察本部長	種部 滋康	
30		県教育関係	茨城県教育委員会委員(教育長職務代理者)	内藤 學
31		市町村関係	茨城県市議会議長会会長	村田 進洋
32	茨城県町村議会議長会会長		沼崎 光芳	
33	スポーツ関係	茨城県市町村教育委員会連合会会長	東小川 昌夫	
34		公益財団法人茨城県体育協会副会長	堀口 卓司郎	
35		公益財団法人茨城県体育協会副会長	高山 能昌	
36		茨城県レクリエーション協会会長	岡田 広行	
37		茨城県スポーツ推進委員協議会会長	石島 邦行	
38		茨城県スポーツ推進審議会委員長	巽 申直	
39		茨城県障害者スポーツ・文化協会会長	大井川 和彦	
40		茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長	小野 忠志	
41		茨城県中学校体育連盟会長	山崎 利一	
42		茨城県高等学校体育連盟会長	直江 克也	
43		学校関係	茨城県学校長会会長	小島 睦隆
44	茨城県高等学校長協会会長		稲見 隆之	
45	茨城県私学協会会長		鈴木 康之	
46	産業・経済関係	一般社団法人茨城県経営者協会会長	鬼澤 邦夫	
47		茨城県商工会議所連合会会長	大久保 博之	
48		茨城県商工会連合会会長	外山 崇行	
49		茨城県中小企業団体中央会会長	渡 邊 武	
50		公益社団法人日本青年会議所関東東地区茨城ブロック協議会会長	佐藤 平八郎	
51	通信・運輸関係	一般社団法人茨城県バス協会会長	松上 英一郎	
52	宿泊・観光関係	一般社団法人茨城県観光物産協会会長	大井川 和彦	
53	医療・福祉関係	一般社団法人茨城県医師会会長	諸岡 信裕	
54		社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長	関 正夫	
55	社会団体関係	大好きいばらき県民会議理事長	幡谷 浩史	
56		茨城県女性団体連盟会長	森 淑子	
57		茨城県地域女性団体連絡会会長	櫻井 よう子	
58	監事	県関係	茨城県会計管理者	森田 百合子
59		市町村関係	茨城県市長会・町村会 常務理事兼事務局長	今 関 裕夫

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会組織図

平成30年2月16日現在

